

成年後見制度

市町村申立マニュアル



千葉県・千葉県社会福祉協議会
平成24年3月

成年後見制度 市町村申立マニュアル

千葉県・千葉県社会福祉協議会

平成24年3月

はじめに

「自己決定の尊重」の理念と「本人の保護」の理念との調和を目的として、本人の状況に応じた弾力的で、かつ利用しやすい制度として成年後見制度が創設されてから、はや10年以上が経過しました。

その間、急速に高齢化が進み、平成27年には県民の4人に1人が高齢者となることが見込まれており、一人暮らし高齢者や認知症高齢者も増加の一途をたどっています。

さらに、平成18年4月施行の高齢者虐待防止法に続いて平成24年10月からは障害者虐待防止法が施行されることとなり、高齢者や障害者の権利利益を守るため、制度をより一層有効に活用することが求められます。

加えて、障害者自立支援法の改正により平成24年4月から成年後見制度利用支援事業が市町村の必須事業になるとともに、老人福祉法の改正により市民後見人の活用が市町村の努力義務として位置付けられるなど、制度をめぐっては、近年大きな動きがあるところです。

このような中、制度の円滑な利用促進を図るため、県では、千葉県社会福祉協議会に委託し、「市町村申立マニュアル」を作成いたしました。併せて、千葉県社会福祉協議会の自主事業として、「社会福祉協議会法人後見マニュアル」が作成されたところです。

両マニュアルとも、実際に制度運用に携わっている職能団体や市町村及び区市町村社会福祉協議会の職員の皆様に作成委員として御参加いただき、これまでの経験や知識に基づく、実用性の高い内容になっております。市町村及び市町村社会福祉協議会の担当者、また制度の運用や利用促進に関わる皆様に、広く御活用いただければ幸いです。

県としても、マニュアルの普及促進を図り、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる千葉県づくり」を進めてまいりたいと考えております。

なお、マニュアルの作成に当たり御協力いただいた委員の皆様、事務局として取りまとめに御尽力いただいた千葉県社会福祉協議会の皆様に、あらためて、心より御礼を申し上げます。

平成24年3月

千葉県健康福祉部長 川島貞夫

市町村申立マニュアルの編集にあたって

千葉県社会福祉協議会の市町村申立マニュアルをお届けします。

本書は、千葉県の委託を受けて社協が作成するもので、県庁と社協の連携の上で編集されています。市町村申立は、平成22年度の最高裁の統計では、法定後見申立総数の約1割を占めるに至っており、決して珍しい、例外的なものではなくなっております。高齢者虐待防止法につき障害者虐待防止法の施行を本年10月に控えて、この傾向は今後も続くと思われます。

そこで、市町村で法定後見の申立をはじめて担当することになった職員のみなさんが、スムーズにその業務を行えるようにガイド的な内容を含み、また、経験をつんだ職員の皆様にとっても業務の備忘録ないしチェックリストとしての機能を本書が持つことが期待されています。

作成にあたっては、実際に担当されている第一線の基礎自治体職員のみなさまに委員としてご参加いただき、県庁からも高齢者福祉課、障害福祉課の両課の課長にご参加いただきました。本書が、市町村職員のみなさまにとって有用な内容を持っているとすれば、参加されたこれら委員のみなさまのご意見によるところが大きいといえましょう。

成年後見制度は、決して完全な制度ではなく、高齢者や障害をお持ちの方々にとって権利擁護の重要な道具であると同時に、一歩間違えると権利侵害の副作用を併せ持つものです。市町村の担当職員の皆様や関係各機関の皆様におかれましては、この制度のそうした基本的な「建付」を十二分にご理解いただき、各地域における権利擁護の実質が促進されるように本書を広く御活用いただければ幸いです。

最後に、本マニュアルの作成に当たり御協力いただいた委員の皆様、事務局として取りまとめに御尽力いただいた千葉県社会福祉協議会の皆様に、心より御礼を申し上げます。

平成 24 年 3 月

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

成年後見制度推進マニュアル作成委員会副委員長

成年後見制度市町村申立マニュアル作成部会部会長 佐藤 彰一

成年後見制度市町村申立マニュアル もくじ

I 成年後見制度の概要	
1 成年後見制度とは	1
2 成年後見制度が改正された経緯	1
3 制度の特徴	1
4 法定後見制度の概要と3つの類型	2
5 任意後見制度の概要	4
6 成年後見人等の職務	5
II 市町村長申立ての実務	
1 市町村の役割と責務	9
2 市町村長申立ての流れ	10
(1) 後見ニーズの発見・連絡・相談・要請	11
(2) 調査・検討（ケース検討会議の開催）	12
① 本人調査	13
② 親族調査	14
③ 後見登記の有無の確認	16
④ 診断書の作成依頼	17
⑤ 申立て類型の検討	18
⑥ 成年後見人等候補者の検討	20
(3) 市町村長申立ての決定	23
(4) 申立て	26
(5) 審理	28
(6) 審判の確定	29
(7) 後見等の開始	30
III 市町村で整備すべき要綱等について	
1 千葉県における市町村長申立ての状況と要綱等の整備状況	31
(1) 千葉県における市町村長申立件数	31
(2) 千葉県における要綱等の整備状況	31
2 要綱等策定上の留意事項	31
IV 成年後見制度利用支援事業	
1 事業の主旨	33
2 補助対象になる事業	34
(1) 成年後見制度を利用する際の経費について	34
(2) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動について	35
V 成年後見人等の担い手となる市民後見人等の養成及び社会福祉協議会等関係機関との連携	
1 市民後見人の養成について	36
(1) 市民後見人登場の背景	36

(2) 市民後見人とは	37
(3) 市民後見推進事業	38
(4) 市民後見人の報酬	38
(5) 市民後見人に対する支援及び監督	40
(6) 県内の「市民後見人」養成の取り組み（千葉市・松戸市）	41
2 日常生活自立支援事業と成年後見制度	42
(1) 日常生活自立支援事業の概要	42
(2) 日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係	43
3 社会福祉協議会による法人後見の取り組み	45

—資料編—

○ 関係機関一覧	49
○ 【参考様式・モデル要綱】	
【参考様式1】成年後見制度利用支援ケース記録	53
【参考様式2】戸籍調査について	55
【参考様式3】親族調査に関する書類	56
【参考様式4】非訟事件手続法第28条による上申書	58
【参考様式5】本人調査票	59
【参考様式6】法定後見の審判請求に要した費用の求償	60
【モデル要綱1】〇〇市町村成年後見制度における市長申立てに関するモデル要綱	61
【モデル要綱2】〇〇市町村成年後見制度利用支援事業実施モデル要綱	63
○ 【申立関係書類一式：千葉家庭裁判所】	
後見・保佐・補助開始申立書	68
申立書付票	72
代理行為目録	74
同意行為目録	75
保佐本人の同意書	76
補助本人の同意書	77
親族関係図	78
親族の同意書	80
後見人等候補者事情説明書	82
本人収支予定表（年額）	84
財産目録	86
被相続人の遺産目録	89
診断書・診断書付票	92
通帳等のコピーの取り方	95
成年後見等開始の申立てをされる方へ（受理時面接のお知らせ）	96
○ 【成年後見制度における診断書作成の手引：最高裁判所事務総局家庭局】	97
○ 「登記されていないことの証明書」	107
○ 成年後見制度推進マニュアル作成委員会設置要綱	109
○ 成年後見制度推進マニュアル作成委員会名簿	111

I 成年後見制度の概要

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）を保護し、また支援するための制度です。

この制度は、「自己決定の尊重」の理念と「本人の保護」の理念との調和を目的として、より柔軟にかつ弾力的で利用しやすい制度を目指しています。

認知症高齢者や知的障害者あるいは精神障害者など判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約、遺産を分割するなどの法律行為を自分で行うことが困難だと考えられます。また、悪質な商法の被害に遭うなどの恐れもあります。

成年後見制度では、このような判断能力の不十分な方々を保護し、また支援していくために、契約の締結などを代わって行ったり、あるいは本人が誤った判断に基づいて契約をした場合にはそれを取り消すことができるなどの権限を支援者である成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人）に対して付与することができることになっています。

2 成年後見制度が改正された経緯

平成12年4月1日から施行された成年後見制度は、それまでの民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を大幅に見直したものです。従来までの禁治産・準禁治産の制度では、対象者がある程度重い精神上の障害のある方に限定され、保護の内容も画一的・硬直的であるとの指摘がありました。

また宣告を受けた場合、戸籍に記載されることから関係者が制度の利用に強い抵抗感を感じることもありました。さらに、制度の運営に時間や費用がかかり、当事者に負担をかけるなど利用しづらいという問題もありました。

一方でノーマライゼーションの理念が社会に浸透するにつれて、自分のことは自分で決めて生活したいという「自己決定権」を尊重する動きが広がってきているといえます。

社会福祉の基礎構造改革においても「措置制度」から「契約制度」へと、利用者が自ら福祉サービスを選択し、サービス提供事業者と契約する利用制度へと転換が図られています。

これらの社会情勢を踏まえ、本人の状況に応じた弾力的で、かつ利用しやすい制度として成年後見制度ができたのです。

3 制度の特徴

(1) 法定後見制度に「補助」類型を追加

成年後見制度では、本人の多様な判断能力や保護の必要性に応じた、柔軟かつ弾力的な対応を可能とするために「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型を規定しています。これらを法定後見制度といいます。

特に「補助」の類型は、これまで対象とならなかった、軽度の精神上の障害により判断能力が不十分な方のために新たにできた類型です。本人の意思を尊重しながら多様なニーズにこたえられるように、本人の同意の下で特定の契約などの法律行為について支援を受けられることとしています。

禁治産・準禁治産もそれぞれ「後見」・「保佐」と改められ、従来よりも使いやすくなりました。なお、準禁治産の対象であった浪費者のうち、単なる浪費者は除外されることになりました。

(2)任意後見制度の創設

任意後見制度とは、本人が判断能力の十分あるうちに、前もって代理人である任意後見人に財産管理や身上監護の事務などについて代理権を与える任意後見契約を**公正証書**で結んでおきます。その後判断能力が不十分になったとき、**家庭裁判所**が任意後見監督人を選任することによって契約の効力を生じさせるというものです。

本人は、任意後見監督人の監督の下で、任意後見人による支援を受けることが可能になります。なお、公正証書は**公証役場**において公証人によって作成されます。

○公正証書

公証人が法律に基づいて作成する公文書。公証人が当事者の依頼を受けて各種の契約内容を法律上明確にするため文章として作成し、当事者等が署名押印し、さらに公証人が署名押印することで公文書となります。

○家庭裁判所 (→ P.50 参照)

裁判所のうち主に家庭の問題と少年の非行事件を扱う裁判所。成年後見制度に関する問合わせは、家庭裁判所の家事手続案内が窓口になっています。

○公証役場 (→ P.51 参照)

公証人が公正証書の作成、私署証書の認証、確定日付の付与などの職務を行う公の事務所。

(3)成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の充実

本人の支援体制を充実するために、家庭裁判所が個々の事案に応じて適切な成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」という。）を選べるようにしています。また、成年後見人等を複数選んだり、法人を選んだりすることも可能になりました。

その他、家庭裁判所は事案に応じ必要であると認めた場合に、成年後見人等を監督する成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人（以下「成年後見監督人等」という。）を選任することがあります。

(4)成年後見登記制度の新設

禁治産・準禁治産宣告の戸籍への記載をやめ、「後見登記等に関する法律」に基づき、成年後見人等の権限および任意後見契約の内容などを登記する「成年後見登記制度」を新設しました。

この登記制度は、後見開始等の**審判** (→ P.29 参照) がなされたときや任意後見契約の公正証書が作成されたときに、家庭裁判所または公証人からの嘱託（依頼）によって、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを登記するものです。登記官が**登記事項証明書** (→ P.30 参照) を発行することによって登記情報を開示し、併せて登記がなされないことの証明も行います。

(5)市町村長への申立権の付与

判断能力の不十分な方に配偶者または四親等内の親族がいなかったり、あるいはこれらの親族があっても音信不通の状態にあるなどの場合、市町村長は、本人の福祉の充実を図るために必要があると認めるときには、法定後見の開始の審判の**申立て** (→ P.26 参照) ができるものとされています。

4 法定後見制度の概要と3つの類型

法定後見制度とは、本人の判断能力に応じて「後見」・「保佐」・「補助」の3つの類型を規定し、主に本人あるいは配偶者または**四親等内の親族**（→P.15参照）等の申立てによって、家庭裁判所が適切な者あるいは法人を成年後見人等を選任する制度です。

(1)後見類型とは

後見の対象となる方は、「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」とされています。これは自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている方、すなわち日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の方をいいます。

後見が開始されると、家庭裁判所によって成年後見人が選任され、成年後見人は本人の行為全般について本人を代理することができ、また本人がした行為を取り消すことができます。

後見においては、本人がした行為は取り消すことができますが、日用品の購入など**日常生活に関する行為**については取り消すことができないとされています。これは、本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーションの理念から法律がそこまで介入しないというものです。

なお、後見を開始するにあたって本人の同意は要件とされていません。

○「日常生活に関する行為」の範囲

日常生活に関する行為の範囲については、成年被後見人の能力の程度、行為の性質、金額及び成年被後見人の財産の額や生活程度によって異なるが、基本的には生活必需品の購入及びそのための預貯金の出入金に限られると考えられる。

「日常生活に関する行為」と想定される行為

- ・ 食料の購入
- ・ 通常の衣料品の購入
- ・ 医療費、薬品代の支払い
- ・ 家庭雑貨の購入
- ・ 郵便貯金の支払い
- ・ 電車、バス、タクシー等の利用料の支払い
- ・ 若干の娯楽への支払い

「日常生活に関する行為」と想定されない行為

- ・ 借財（少額も含む）
- ・ 高額な電化製品の購入
- ・ カードによる購入
- ・ カード会員の加入行為
- ・ 通信販売での購入
- ・ 訪問販売での購入
- ・ 割賦販売での購入
- ・ 電話での勧誘販売

(2)保佐類型とは

保佐の対象となる方は、「精神上的障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者」とされています。これは、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な程度の方、すなわち日常的に必要な買い物程度は単独でできますが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分でできないという程度の判断能力の方をいいます。

保佐が開始されると、家庭裁判所によって保佐人が選任され、本人が行う重要な財産行為（民法13条1項）については保佐人の同意を要することとされ、本人または保佐人は、本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な財産行為は取り消すことができます。また、必要があれば家庭裁判所は申立てにより、保佐人に対して**代理権**（→P.18参照）、あるいは**同意権・取**

消権（→P.19参照）を付与することができます。

なお、保佐を開始するにあたって本人の同意は要件とされていませんが、代理権の付与及び保佐開始の審判により付与される民法13条1項に規定される同意権・取消権の範囲を拡張する審判には本人の同意が必要となります。

(3)補助類型とは

補助の対象となる方は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者」とされています。これは、判断能力が不十分で、自己の財産を管理・処分するには援助が必要な場合があるという程度の方、すなわち重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがあるので本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよい程度の方をいいます。

補助が開始されると、家庭裁判所によって補助人が選任され、本人等の申立てにより選択された「特定の法律行為」について、補助人に同意権や本人が取引等を行うことについて代理をする権限が与えられます。

代理権や同意権の対象になる「特定の法律行為」については、家庭裁判所が個々の事案において必要性を判断したうえで決定します。補助人に同意権が与えられた場合には、本人または補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことができます。

また、補助を開始するにあたっては、本人の申立てまたは同意が必要とされています。補助の対象者は、後見及び保佐の対象者と比べると不十分ながらも一定の判断能力を有しているので、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が補助開始を申し立てること、または本人が補助開始に同意していることを必要としたものです。家庭裁判所は、調査等を通して本人の同意を確認することになります。

なお、同意権・取消権の付与及び代理権の付与にも本人の同意が必要となります。

5 任意後見制度の概要

任意後見制度とは、原則として認知症や知的障害、または精神障害等の精神上の障害により判断能力が低下した場合に備えて、本人があらかじめ任意後見人となるべき者及びその権限の内容を定め、公証人が作成する公正証書において契約を締結しておくものです。

本人の判断能力が低下した場合には、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任し、任意後見契約の効力を生じさせることにより本人を保護するというものです。

家庭裁判所が任意後見契約の効力を生じさせることができるのは本人の判断能力が法定後見でいえば少なくとも補助に該当する程度以上に不十分な場合です。

任意後見人には公正証書の契約で定められた代理権のみが与えられます。

なお、任意後見制度においても本人の自己決定を尊重する観点から契約の効力を生じさせるにあたって本人の申立て、または同意が必要とされており、家庭裁判所は調査や審問を通じて本人の同意を確認することになります。

< 補助・保佐・後見制度の概要 >

		補助開始の審判	保佐開始の審判	後見開始の審判
要件	< 対象者 > (判断能力)	精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害等）により事理を弁識する能力が不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に在る者
	鑑定の要否	原則として診断書で可	原則として必要	
開始の手続き	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人（任意後見契約法） 市町村長（老人福祉法・知的障害者福祉法及び精神保健及び障害者福祉に関する法律）		
	本人の同意	必要	不要	
機関の名称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	保護者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・取消権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定法律行為」	民法 13 条 1 項所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の手続	補助開始の審判＋同意権付与の審判＋本人の同意	保佐開始の審判＋同意権付与の審判＋本人の同意	後見開始の審判
	取消権者	本人・補助人	本人・保佐人	本人・成年後見人
代理権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	同左	財産に関するすべての法律行為
	付与の手続	補助開始の審判＋代理権付与の審判＋本人の同意	保佐開始の審判＋代理権付与の審判＋本人の同意	後見開始の審判
	本人の同意	必要		不要
責務	身上配慮義務	本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務	同左	

6 成年後見人等の職務

(1) 法定後見人の職務

① 選任

これまでの禁治産・準禁治産宣告の制度においては、夫婦の一方が宣告を受けた場合は他の一方がその後見人あるいは保佐人になるという配偶者法定後見制度がありました。新しい成年後見制度では、成年後見人等になれる範囲が拡大され、家庭裁判所が個々の事案に応じて適切な者あるいは法人を選任することができるようになりました。

家庭裁判所では、成年後見人等を選任するにあたり、成年被後見人等（本人）の心身の状態や生活の状況、財産の状況などのほか、成年後見人等となる者の職業や経歴、さらに

は本人との利害関係の有無について考慮しなければならないとされ、また本人の意見、成年後見人等となるべき者の意見を聴かなければなりません（→P.28～29参照）。

②成年後見人等の役割

成年後見人等の役割は、本人に代わって契約の締結等を行うなどして本人を援助したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すなどして本人を保護するとともに、本人の利益を守るなどの支援をすることだといえます。

③義務

成年後見人等は、その職務を行うにあたり、身上配慮義務として本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態及び生活状況に配慮しなければならないとされています。

④解任事由

成年後見人等が解任される事由として「不正な行為」あるいは「不行跡」が挙げられます。いずれにしても将来にわたって後見事務に悪い影響を及ぼし、また本人の利益を侵害するようなことが解任される事由とされています。

※行跡（こうせき）①通ったあと。②おこない。行状。

⑤報酬及び費用

家庭裁判所が報酬の支払いについての審判申立てを受けた後に、後見事務の内容等を参考にして、「相当な報酬」額を決めます。なお報酬は本人の財産から支払われます。また後見事務に係る必要な費用についても本人の財産から支払われることになります。

(2)任意後見人の職務

①任意後見人の役割

任意後見人の役割は、任意後見契約により本人から委任された事務を行うことです。ここでは、本人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮する必要があります。

②効力の発生時期

任意後見契約は、本人の判断能力が不十分となり家庭裁判所が任意後見監督人を選任したことによって契約の効力が発生します。

③任意後見人の職務

任意後見人の職務は委任された事務について契約などの法律行為を行うことであり、実際に本人の身の回りの世話をすることではありません。契約した内容のものが実際に適切な形で提供されているのか監視することが任意後見人の職務となります。

④解任事由

任意後見人は、本人との契約に基づいて職務を行う者なので、解任にあたっては本人の判断が必要になるといえます。しかし本人の判断能力が低下した場合、任意後見人に不正な行為あるいは著しい不履行があるとき、家庭裁判所は任意後見人を解任することができます。

⑤報酬及び費用

任意後見契約を結ぶ公正証書に、後見事務に対する報酬について規定することができます。なお報酬は本人の財産の中から支払われます。また後見事務に係る必要な費用についても本人の財産から支払われることになります。

(3)複数成年後見人制度

①複数成年後見人制度とは

複数成年後見人制度とは、旧民法において後見人等は1人でなければならないと規定されていたのに対して、新しい制度では成年後見人等は必ずしも1人だと決められているわけではなく、必要に応じて複数の成年後見人等を選任することができるという制度です。

具体的に複数の成年後見人等を選任する必要があると考えられる場合としては以下のような場合が考えられます。

具体例 1) 財産管理の事務については弁護士等の法律専門家に、身上監護に関する契約等の事務については福祉専門家、または親族に分担させる必要がある場合等

具体例 2) 本人の日常生活上の法律行為に関する後見等の事務については同居の親族に、本人の遠隔地所在の財産管理の事務については同所所在の親族に分担させる必要がある場合等

②事務分掌について

家庭裁判所は職権で、数人の成年後見人等が共同して、または事務を分掌して権限を行使すべきことを定めることができます。また、具体的な成年後見人等の関係・後見事務の内容に基づき、数人の成年後見人等として権限を共同行使することが望ましいか、分掌した方が望ましいかを判断します。

(4)法人成年後見人

①法人成年後見人とは

法人成年後見人とは、自然人（個人）では無く、例えば福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人を成年後見人等として選任することです。

成年後見人等に選任する法人としては、社会福祉協議会・福祉関係の公益法人・社会福祉法人のほか、成年後見人等の事務を行うことを目的として設立される公益法人・NPO法人等です。

法人が成年後見人として適格性を調査する項目として以下のものが挙げられます。

- 当該法人の事業の種類、内容（事業目的）
- 法人としての資産、経営状況
- 本人との利害関係の有無
- 後見等を行う場合の内部の指揮命令（指導監督）体制
- 実際の担当者の適格性
- 担当者の事務チェック体制
- 賠償責任保険加入の有無 等

②入所施設等との関係

本人が入所中の施設等の社会福祉法人を成年後見人等に選任する場合には利益相反関係があると考えられます。当該法人のほかに適切な候補者がおらず、利害関係に関する事項（当該法人が成年後見人等に選任された場合に期待される後見事務の内容、本人の資産への関与のあり方とその仕組み等）を考慮したうえで、適格性を欠くとまではいえない場合に限り、これを成年後見人等として選任することが考えられます。

(5)家庭裁判所への実務相談（→ P.50 参照）

家庭裁判所では、成年後見人等の職務や事務についての相談に応じており、疑問点があったり、困ったことが起きた場合などには相談することができます。なお、実際に成年後見人等に選任されている方が家庭裁判所に相談・連絡する場合には、後見等開始の事件番号と本人の氏名も併せて伝えてください。

(6)監督体制

①家庭裁判所による監督

法定後見が開始された場合、家庭裁判所は、選任された成年後見人等に対しその事務についての報告を求めたり、あるいは本人の財産の状況を調査することができるほか、その事務について必要な処分を命じることや、成年後見監督人等を選任して監督にあたらせることができます。また、成年後見人等が不正行為をするなどその任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所は成年後見人等を解任することができます。

任意後見では、家庭裁判所は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて任意後見人を監督することになります。法定後見等と同様に、任意後見人にその任務に適しない事由があるときは任意後見人を解任することができます。

②成年後見監督人等による監督

成年後見監督人等は、成年後見人等の後見事務を監督し、報告や財産目録の提出を求めたり、必要な場合には後見事務を代行し、また成年後見人等に対する解任を家庭裁判所に請求することができます。

(7)後見制度支援信託制度

最高裁判所は、法定後見人がついた認知症高齢者などの金銭の一部を信託銀行に信託する「後見制度支援信託制度」を平成24年2月から開始するとしています。同制度は、後見人が勝手に財産を引き出すなどの不正事件を未然に防ぐのが狙いで、事件類型は成年後見事件を想定しております。

千葉家庭裁判所は、各信託銀行が設定する報酬額等を見極め、運用開始に向けた準備を整えた上で、県内の専門職団体と意見交換を実施し、協力が得られ次第運用を始めたいとしています。

Ⅱ 市町村長申立ての実務

1 市町村の役割と責務

○市町村長は、認知症高齢者（65 歳以上）又は知的障害者、精神障害者について、その「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」は、法定後見開始の申立てをすることができます。これは、身寄りのいない認知症高齢者などが、親族がいないために保護が受けられないという事態を防ぐために特に設けられたものです。

○老人福祉法第 32 条 ○知的障害者福祉法第 27 条の 3
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2

○「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」が申立ての要件になっているのは、行政による個人の生活への過度の介入を防止するためですが、それはあくまでも迅速適切な保護の必要性との調和が図られることが前提となります。親族がいても適正な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合は、保護の必要性が強く働きますので、市町村長が申立てをすることは、保護を受ける本人に対する行政の責務といっても過言ではありません。

○高齢者虐待防止法第 28 条 ○障害者虐待防止法第 44 条

○市町村長の申立件数の推移は下表のとおりです。申立件数は年々増加しており、全申立件数に対する割合でも、平成 18 年の 3.1% に対して平成 22 年は 10.3% にまで増加しています。1 自治体あたりの平均に換算すると全国で 1.8 件となり、千葉県では 3.0 件になります。高齢化・単身化の進行に伴い、さらに市町村長の申立てニーズは増加することが見込まれます。

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
申立件数（総数）	33,112	25,441	26,716	27,498	30,121
市町村長申立件数（全国）	1,033	1,564	1,876	2,471	3,108
市町村長申立件数 / 申立総数	3.1%	6.1%	7.0%	9.0%	10.3%
市町村長申立件数（千葉県）	54	68	80	131	163

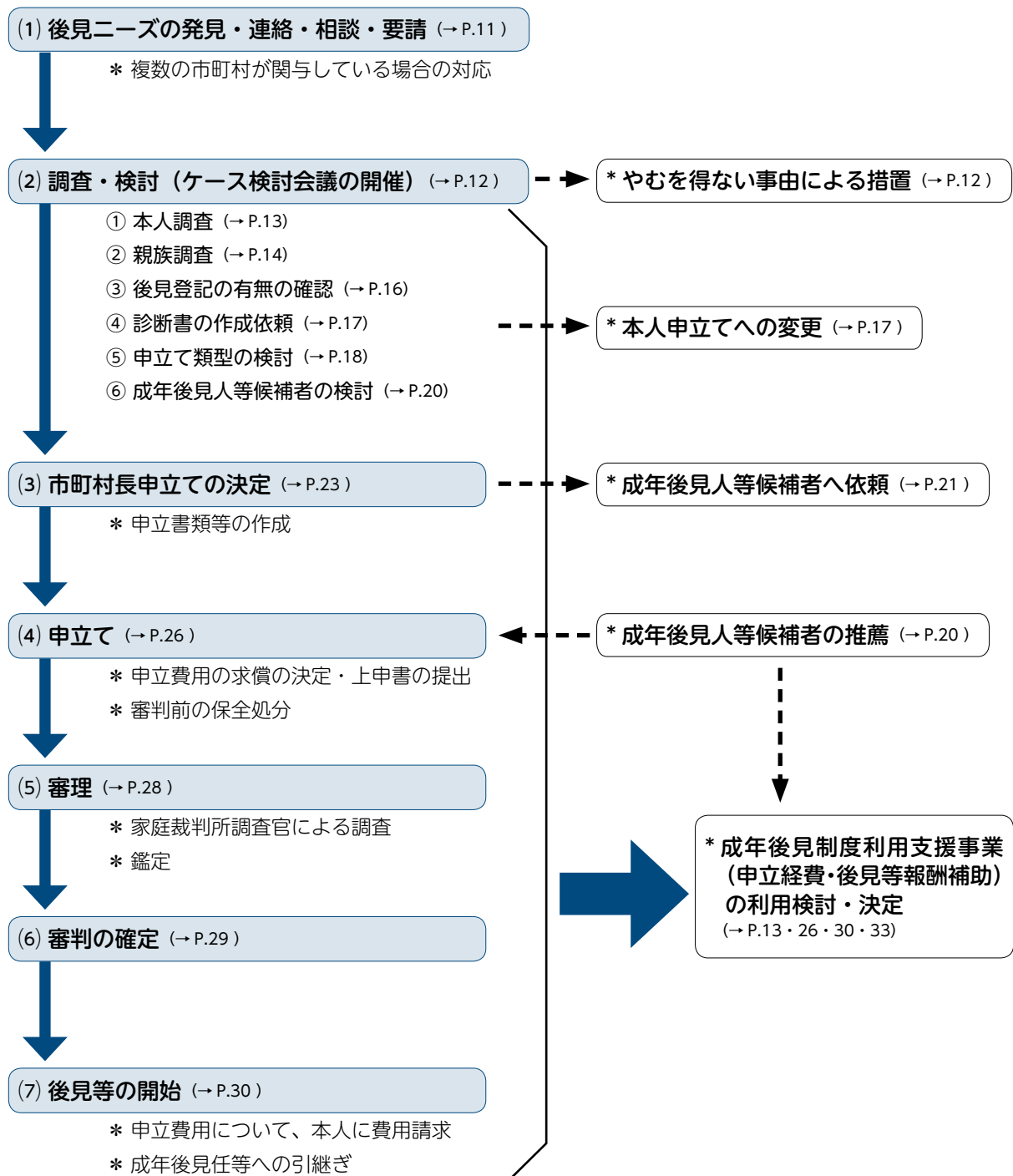
出典：成年後見関係事件の概況（最高裁判所）

○なお、日本成年法学会が専門職後見人等を対象に実施したアンケート調査によると、成年後見人等が就任したことで本人の生活の立て直し等に成果のあった点を次のようにまとめています。

- * 適切な介護サービスの導入により、安全や衛生、清潔が確保され、生きる意欲の高まりが見られるようになった。
- * 病院での長期にわたる社会的入院から、在宅への復帰が可能になった。
- * 家族による介護放棄や経済的虐待からの保護や予防ができた。
- * 悪質商法による消費者被害等からの保護や予防ができた。
- * 給付されるべき保険金、年金等、手続きされていないものを申請したり、等級を適切なものに変更することで、成年被後見人等の経済的な生活基盤が整えられた。
- * 経済状況の整理（債務整理を含めて）及びそのプロセスを通じて、成年被後見人等に今後の生活の立て直しに向けた自覚や意識づけができた。

2 市町村長申立ての流れ

成年後見制度の申立てに係る家庭裁判所の手続きと市町村長申立ての事務の流れは、概ね次のように整理できます。



(1) 後見ニーズの発見・連絡・相談・要請

- 市町村長の申立て事務は、支援者や支援機関、関係者などさまざまなところからの発見・連絡・相談・要請によってスタートします。どのようなケースにおいても調査・検討することが肝要であり、拙速な判断は避けなければなりません。

< 想定される機関など >

- ・ 親族、隣人、知人、民生委員など
- ・ 社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、福祉サービス提供事業者、中核地域生活支援センター、障害者虐待防止センター、指定相談支援事業所など
- ・ 精神保健福祉センター、医療機関、保健関連機関など
- ・ 当事者団体、NPO 法人など
- ・ 金融機関、警察など

* 複数の市町村が関与している場合の対応

- 複数の市町村が関与している場合、市町村長の申立てが必要となる場合を想定し、このケースをどこの市町村が担当するのが適当かについて、明確にしておく必要があります。例えば、A 市に住民登録をしていて、国民健康保険や介護保険等についても A 市で加入しているが、B 市の特別養護老人ホーム等に入所しているような場合は、どちらの市長が申立てを行うのが適当かということです。市町村長の申立てについては、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律の 3 つの法律が根拠になっていますが、複数の市町村が関係する場合、どこの市町村が申立てを行うのかについて明確な規定はありません。
- 基本的には、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者に関する法律、障害者自立支援法、介護保険法、生活保護法などの各福祉法における援護の実施者は誰かという解釈が、申立て者を誰にするかという解釈につながると考えます。つまり、措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の実施主体、生活保護の実施機関となっている市町村が申立てを行うのが妥当と思われます。
- しかし、最終的には、該当する市町村間において、本人の権利や利益を守るという視点に立って調整することが必要でしょう。



(2) 調査・検討（ケース検討会議の開催）

- 後見ニーズを発見したら、本人の状況確認のために担当部署が主催してケース検討会議を開催します。1 回のみならず随時開催していきます。
- ケース検討会議は、担当課職員と本人に関与している関係機関等の実務レベルの担当者で構成しますが、今後の支援内容により、新たに関わる関係機関・関係者を随時追加していく必要があります。
- ケース検討会議での確認事項は、当面の福祉的対応の在り方や市町村長の申立ての実施等を含めた方向性について協議するとともに、必要な情報収集を図るための役割分担をします。
- ケース検討会議のメンバーは、成年後見人等が就任した後も成年後見人をバックアップする支援チームとなり、本人の状況の変化や困難状況の対応策を随時検討していく必要があります。
- 虐待などの緊急な対応が必要な場合は、老人福祉法等で定める「やむを得ない事由による措置」を発動し、入所施設等へ措置入所させることで、とりあえずの安全確保を図る必要があります。

< やむを得ない事由による措置について >

- 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項、第 11 条第 1 項第 2 号においては、家族の虐待等により、介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、市町村が職権をもって特別養護老人ホーム等への入所等を行う措置制度が存続しています。
- 「やむを得ない事由」の要件としては、①本人が家族等から虐待又は無視を受けている場合、②認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合等が挙げられています。
- また、知的障害者福祉法第 15 条の 4、第 16 条第 1 項第 2 号においても、家族からの虐待等により障害福祉サービスの利用が困難な障害者に対し、措置制度の利用を規定しています。
- 精神障害者については、障害者虐待防止法第 9 条第 2 項において、身体障害者及び知的障害者以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法若しくは知的障害者福祉法で定める措置制度を適用すると規定しています。

① 本人調査

○寄せられた情報の事実関係を確認するとともに、本人の心身や日常生活の状況を把握したうえで、成年後見制度の必要性和市町村長の申立ての必要性の可否について検討します。

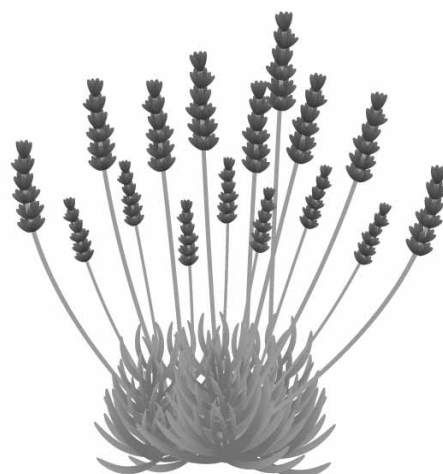
(→ P. 53 参照)

< 検討項目 >

- どのような日常生活を送っているか。
- 家族や親族はいるのか。また、関係は良好か。
- 本人の判断能力はどの程度か。
- 本人の資産状況はどのくらいか（把握可能な範囲）⇒成年後見制度利用支援事業は必要か。
- どのような不都合が生じていて、どのような支援が必要なのか。また、成年後見人等が就任することで、その問題は改善するのか。
- 緊急性はあるか。
- 成年後見制度以外の支援方法はあるか。
- 成年後見人等から支援を受けることについて本人は同意しているか（保佐、補助の場合）。

< 成年後見人等の選任が必要と考えられる主な理由 >

- 福祉サービスの利用や入院の際の契約等に支援が必要な場合。
- 不動産や高額な預貯金などの財産管理・処分で支援が必要な場合。
- 悪徳商法や消費者金融などにより、経済的被害を受けたり、その可能性がある場合。
- 親族等による虐待などの権利侵害を防ぐ必要がある場合。



② 親族調査

○親族調査を行う理由は、4 親等内の親族が成年後見制度の申立権者とされているためです。
4 親等内の親族に申立ての意思を確認し、市町村長以外の申立て者がいないことを確認する必要があります。

○なお、厚生労働省は、平成 17 年 7 月 29 日付け通知により、4 親等内の親族の全てを調査することは膨大な時間と労力を要することから、2 親等内の親族の存否とその意向確認で足りると変更しました。ただし、2 親等内の親族がいない場合であっても、3 親等又は 4 親等の親族がいることが容易に判明し、その親族が申立てをする意思が明らかな場合は、過度の介入は避ける必要があります。

※ 平成 17 年 7 月 29 日付け厚生労働省通知「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

※ 戸籍謄本等の請求は、公用請求（無料）で行うが、返信用封筒（切手貼付）が必要（→ P.55）

※ 親族への意思確認の方法は、可能な限り文書で行うこと（→ P.56）

※ 相続問題が生じる恐れのある場合は、推定相続人の調査も行うこと

○ 2 親等内の親族がいることのみをもって一律に市町村長の申立権が制限されるものではありません。当該親族の反対があったとしても、市町村長として本人の福祉を図る必要性があると判断するときは申立てを進めていくべきでしょう。

○親族調査を進めていく上で、市町村長の申立てに踏み切る際の考え方をまとめると次のとおりです。

① 本人に配偶者や 2 親等内の親族がいない。

② 本人に配偶者や 2 親等内の親族がいるが、申立てを拒否している。

③ 本人に配偶者や 2 親等内の親族がいることを戸籍上確認できるが音信不通の状況にあり、申立てを行おうとする 3 親等又は 4 親等の親族も明らかでない。

④ 本人が親族から虐待または無視されている。

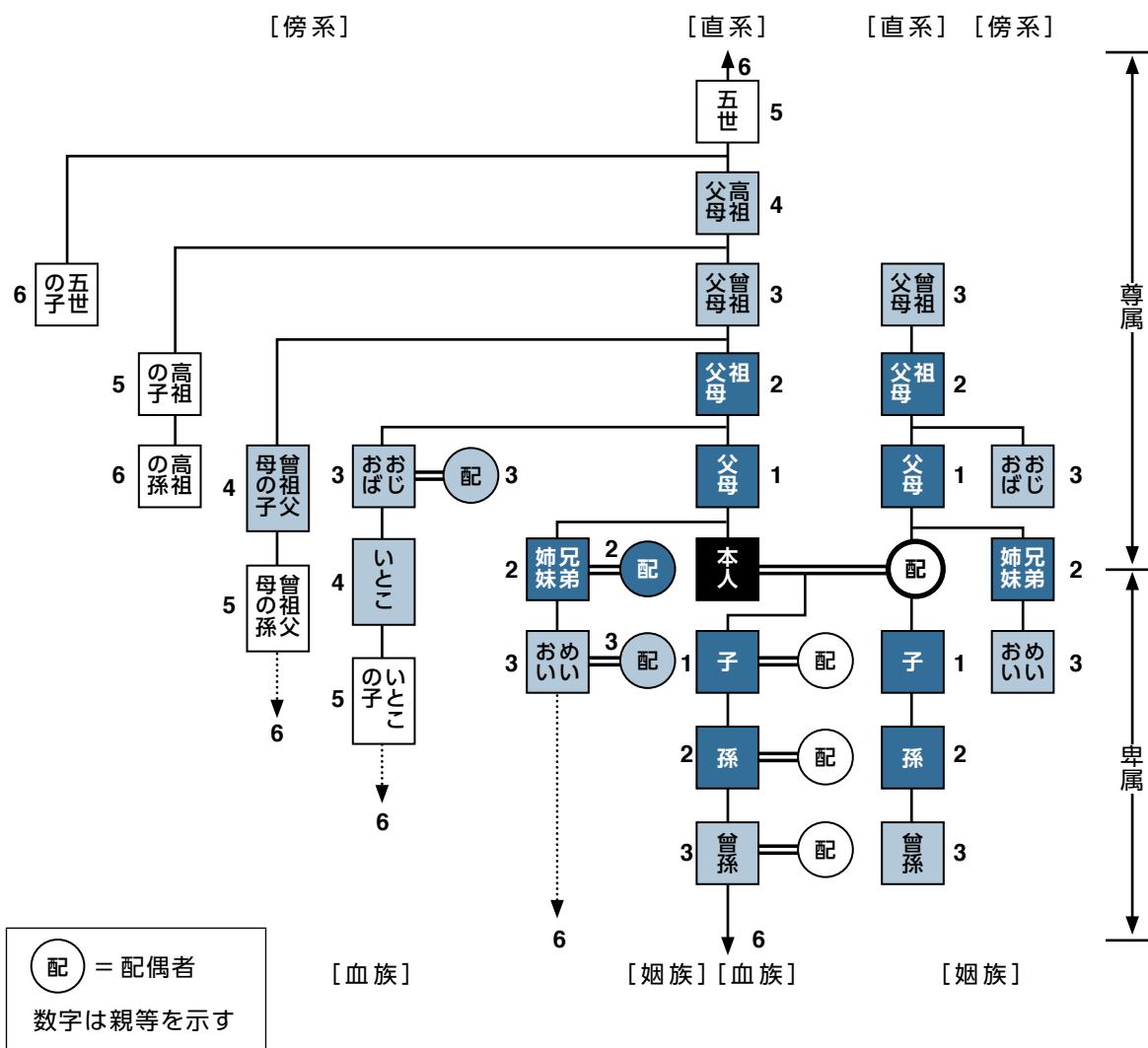
○親族調査を進めるうちに判断が難しい時は、その都度家庭裁判所へ確認しましょう。併せて、申立てを検討している事案の概略を伝え、提出書類等の確認を行っておいたほうがよいでしょう。

< 親族へのアプローチ >

たとえ後見等の申立てに非協力的な親族であっても、本人にとってはかけがえのない親族であり、将来的に交流が必要になることもあります。また、後見事務の範囲外（手術や延命治療等に対する同意行為、死後事務、相続等）の問題も発生することから、連絡がとれるような関係作りに可能な限り努めましょう。

○四親等内の親族

親等とは、親族関係の遠近を示す単位です。例えば、祖父母や孫にあたる関係は二親等、おじ・おば、おい・めいにあたる関係は三親等、いとは四親等になります。自分のおじ・おばにあたる関係についていえば、共同の始祖は祖父母であって、自分と祖父母との世代数は二世代であり、おじ・おばからその祖父母をみれば一世代であるから、合計して三世代すなわち三親等になります。いとは四親等についてみると、共同始祖は祖父母であり、自分と祖父母の関係は二親等、いとは四親等からみてその祖父母は二親等であるから合計して四親等となります。



③後見登記の有無の確認

○成年後見制度は、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピューターシステムによって登記し、登記官が登記事項証明書を発行することによって登記情報を開示する制度です。

○ここでは、すでに成年後見等の開始の審判がされていないことを確認するために、東京法務局に対し、「登記されていないことの証明書」を請求します（→P.107 参照）。

○すでに任意後見登記がされている場合は任意後見契約が優先されます。これは本人が自らの意思で任意後見人を選任していることを尊重する趣旨からです。この場合は、本人の状況を踏まえて、任意後見受任者と協議を行い、任意後見監督人選任の申立てを行うか、特別な事情があるものとして法定後見の申立てを行うか決定します。法定後見開始の審判があれば、任意後見契約は終了することになります。

< 任意後見契約に関する法律第 10 条（後見、保佐及び補助との関係） >

任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

2 前項の場合における後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人も行うことができる。

○「登記されていないことの証明書」の請求方法は、東京法務局に対して返信用封筒（切手貼付、長 3 サイズ）を同封し、郵送にて公用請求（無料）します。

< 請求先 >

東京法務局 民事行政部 後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎

代表電話 03-5213-1234

直通電話 03-5213-1360

※申請書を受領してから発送するまで 2 ～ 3 日要する。



④診断書の作成依頼

- 本人が精神上の障害により判断能力が低下していることを明確にするために、主治医に診断書の作成を依頼します。判断能力など精神の状況については、精神神経科医による診断書が望ましいと思いますが、専門外の医師であっても、本人の精神状態がよくわかっているならば、かかりつけ医でもよいとされています。
- かかりつけ医に依頼する場合、病名は書けるが、財産管理能力の程度は判断できない場合もあります。本人の実態がわかる関係者が同行して、財産管理能力について医師に状態を伝えるようにすると診断書を作成しやすくなります。

診断書については、千葉家庭裁判所作成の「診断書」(→P.92)、又は最高裁判所事務総局家庭局作成の「新しい成年後見制度における診断書作成の手引」(→P.97)を利用してください。

- 本人にかかりつけ医がいない場合や、本人が親族などに拘束されていて診断書の作成が難しい場合は、その旨を裁判所に伝え善後策を協議することになります。
- 医師の診断の結果、本人の判断能力が補助又は保佐程度の場合は、必要に応じて本人による申立てへの変更を検討します。しかしながら、当該ケースが「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」に該当する場合は、引き続き市町村長の申立て事務を進めるべきでしょう。



⑤ 申立て類型の検討

- 法定後見は、「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があり、最終的には家庭裁判所の審判によって決定されるものですが、本人の状況や支援のあり方に関わるため、できる限り申立人側でどの類型が適切かを準備しておく必要があります。場合によっては、家庭裁判所の意向に対して意見を述べる必要があります。
- たとえば、被保佐人となると会社の役員になれなくなったり、国家公務員や弁護士等の国家試験を受験することができなくなるなどの制限が発生します。また、成年被後見人になると選挙権がなくなったり、さらに制限される範囲が拡大します（補助類型は資格等の制限はありません）。したがって、本人が選挙に行きたいといっている場合は、選挙権の喪失を伴う後見類型は避けるべきでしょうし、公務員に就職したいという希望を持っている場合は、保佐類型でも受験することができませんので、補助類型の選択しかなくなります。こうした事情を家庭裁判所に説明できるのは、申立人の準備次第です。
- 申立て類型を決める際には、本人の判断能力に加え、必要とする保護や支援の範囲等を総合的に勘案して判断します。したがって、保佐や補助の場合は、必要な代理行為、同意行為の範囲を合わせて検討する必要があります。

○判断能力と申立て類型の関係については P.3 ～ 4 を参照。

○代理行為（→ P.74 参照）

代理権とは、本人に代わって契約などの行為を保佐人・補助人がする権限をいいます。代理行為としては、例えば次の行為が挙げられています。

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

- ☐ 不動産の購入，管理（家賃・地代等の受領を含む）及び処分
- ☐ 家賃・地代の支払
- ☐ 賃貸借契約の締結，変更及び解除

(2) 預貯金等金融関係

- ☐ 本人に帰属する預貯金に関する取引（預貯金の管理・振込依頼・払戻し・口座の開設・変更・解約等）
- ☐ その他の本人と金融機関との取引（貸金庫取引，証券取引，為替取引，信託取引）

(3) 保険に関する事項

- ☐ 保険金の請求及び受領
- ☐ 保険契約の締結，変更及び解除

(4) その他

- ☐ 年金，障害手当金及びその他の社会保障給付の受領
- ☐ 日用品の購入その他日常生活に関する取引
- ☐ 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入
- ☐ 負債の返済

2 相続関係

- ☐ 遺産分割又は相続の承認，放棄

3 身上監護関係

- ☐ 介護契約，福祉サービスの利用契約及び福祉関係施設への入所に関する契約の締結・変更・解除
- ☐ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除
- ☐ 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立

4 その他

- ☐ 公共料金の支払，社会保険料等の支払，税金の申告・納付
- ☐ 住民票，戸籍謄抄本，登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求
- ☐ 以上の各事項の処理に必要な費用の支払
- ☐ 以上の各事項に関連する一切の事項

○同意行為（→ P.75 参照）

同意権とは、本人の行為に保佐人・補助人が同意することにより、法律的に効果が認められることになり、保佐人・補助人が同意をしないでした行為は取り消すことができる権限をいいます。保佐人には、次の行為（民法第 13 条 1 項）については、あらかじめ同意権が与えられています。

1 元本の領収又は利用

- (1) 預貯金の払戻し
- (2) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証

- (1) 金銭消費貸借契約の締結（貸付けについては 1 又は 3 にも当たる。）
- (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為

- (1) 本人所有の土地又は建物の売却
- (2) 本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- (3) 贈与又は寄附行為
- (4) 商品取引又は証券取引
- (5) 通信販売（インターネット取引を含む）又は訪問販売による契約の締結
- (6) クレジット契約の締結
- (7) 金銭の無利息貸付け
- (8) 1 回あたり_____万円以上の支出

4 訴訟行為（相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。）

5 和解又は仲裁合意

6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割

7 贈与の申込みの拒絶，遺贈の放棄，負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認

8 新築，改築，増築又は大修繕

9 民法 602 条に定める期間を超える賃貸借

⑥ 成年後見人等候補者の検討

- 成年後見人等の選任は、家庭裁判所の職務であり、申立人には成年後見人等の候補者を探して推薦する義務はありません。しかし、本人の生活環境や意向を汲んで活動できる人が成年後見人等に就任したほうが本人にとっても周囲にとっても好ましいこと、推薦がない場合は、家庭裁判所が候補者を探すことになりますので、審判が確定するまでに長期間を費やす場合があること等から、申立人ができる限り候補者を家庭裁判所に推薦するほうがよいでしょう。したがって候補者の検討は申立準備の重要な項目になります。
- 市町村長の申立てのケースは親族による成年後見人等候補者は見込めないため、第三者を候補者として推薦することになります。候補者は、本人の生活環境や財産状況などに応じて、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）や成年後見制度に取り組んでいる法人（社会福祉協議会、NPO法人）等と協議をして決めていきます。
- 場合によっては、財産管理は法律専門職が、身上監護は福祉専門職が担当する複数後見や、当初は遺産分割協議を行うために法律専門職が就任し、それが片付いた後は福祉専門職に交代するなどの引継選任の工夫が必要な場合もあることから、ケース検討会議において十分に検討する必要があります。

< 専門職を成年後見人候補者として検討する場合のポイント >

	施設入所者	在宅生活者
法律専門職	○特に財産が多額で、その管理に専門性が必要な事例 ○紛争性を有する事例	○親族間の財産等の訴訟を含む争い・虐待・債権整理などがある事例
福祉専門職	○障害が重度あるいは重複などにより施設ケアチェック等身上監護に専門性が必要な事例	○本人が重度の認知症、知的障害者、精神障害者等である事例 ○親族・近隣との関係調整が困難な事例 ○保健福祉サービスが未導入の事例 ○本人の意思確認が困難な事例

- なお、利益相反にあたる場合は、原則として選任されませんので十分に注意する必要があります。

※ 利益相反とは

成年被後見人等にとって成年後見人等候補者との間に利害・利益関係が存在し、お互いの利益が相反すること。

- (例) ● 本人が利用している福祉サービス事業者の職員が成年後見人等に就任する場合。
 ● 親の相続をめぐる兄弟姉妹間に同じ成年後見人等が就任する場合。

* 個人情報の取り扱いについて

- 成年後見人等候補者へ打診する際の個人情報の開示については、個人が特定できる氏名等を消して概略を示している市町村が多いようです。
- しかしながら、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職は、専門職団体の利益相反規定に抵触するかどうかをチェックするために、本人の個人情報を事前に必要とする場合があります。また、NPO法人などでは、支援の方法やチームを作るための判断材料がないと受任の可否を法人側で判断できない場合があります。
- 現状では、市町村による情報公開・個人情報保護条例の規定により厳正な対応が必要とされていますが、速やかに成年後見人等候補者を決めるうえでは最低限の情報開示は不可欠であることから、市町村と成年後見人等候補者を推薦する専門職団体等とが守秘義務に関する覚書等を締結するなどにより、より迅速に候補者の選定ができるようにしていく必要があります。

○個人情報の提供に関する取組事例

東京都中野区は、高齢者等の孤独死防止等を目的に平成23年4月1日から「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」を施行しています。高齢者、障害者の氏名、住所等の情報を名簿形式で町会・自治会に提供することで、地域の支え合い活動を強化していくとする取り組みです。

<中野区地域支えあい活動の推進に関する条例>

○中野区が提供する名簿の概要

①名簿の掲載対象者

- 高齢者（70歳以上単身の方または75歳以上のみの世帯の方）
 - 障害者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）
 - その他、本人が名簿登載を希望し、区が認めた方
- ☆上記1・2の対象者には事前に本人に通知し、名簿登載への意向を確認しています

②名簿に登載される情報

- 氏名、住所、年齢、性別
- その他、本人が登載を希望する支えあい情報（今回交付する名簿には記載なし）

③名簿の提供先

- 提供を希望する町会・自治会
- 民生・児童委員
- 中野・野方警察署、中野・野方消防署

④個人情報の保護に関する配慮

名簿の管理、利用方法に関する協定書を町会・自治会と締結し、情報管理のための研修を実施する。条例により名簿管理者、名簿閲覧者を定め、それ以外の方は名簿を見ることができず、違反した場合の罰則（30万円以下の罰金）を規定している。

- 市町村は、成年後見人等候補者が決まった後、できるだけ早く候補者が本人と面会するための段取りを行います。また、候補者には、家庭裁判所へ申立てる際や家庭裁判所による調査にも可能な限り同席してもらいましょう。

○参考法令

<個人情報保護法>

(利用目的による制限)

第 16 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(第三者提供の制限)

第 23 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

<行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律>

(利用及び提供の制限)

第 8 条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

(3) 市町村長申立ての決定

○市町村長の申立て決定の判断に際しては、客観性、公平性を担保しつつ、迅速で円滑な申立て決定が必要となります。市町村においては、本人への援助をどこまで行政の役割と位置づけるべきか、また、援助の方法として成年後見制度をどこまで活用すべきかの判断が問題となります。

○市町村長の申立てを最終決定する際の判断材料としては次の項目が挙げられます。

- ①成年後見人等が就任することで、現在の問題は改善するか。その際の成年後見人等に期待する支援内容はなにか。
- ②成年後見制度以外の支援方法はないか。
- ③市町村長以外に申立てを行える親族はいないか。また、本人申立てに切り替えることができる可能性はないか（→P.14・P.17 参照）。
- ④成年後見人候補者は決定しているか（→P.20 参照）。
- ⑤申立て費用は求償できるか（→P.58 参照）。
- ⑥審判前の保全処分の必要性はあるか（→P.26 参照）。

○意思決定の明確化、申立事務の点検や検証などを行うために、審査会のような仕組みを設置することが望ましいでしょう。審査会は、行政機関内の関係課により構成されるもの、法律等の専門家などの第三者を加えた委員会とするなど多様な形態が考えられます。

* 申立て書類の作成

○市町村長の申立て決定を受けて、申立て書類の作成を行います。本人を訪問して、申立書に記載する事項についてあらためて状況を調査します（→P.59 参照）。また、財産目録及び収支表の作成に必要な資料等も入手します。

なお、本人の意向に沿った申立てをするため、本人に対して丁寧な説明をするとともに、保佐で代理権付与の審判を受ける場合（→P.76 参照）と補助開始の審判を行う場合（→P.77 参照）は、本人から同意書に署名をもらいます。



<提出書類一覧>

	書類等	請求先
申立書類	☐ 申立書 (→ P.68) ☐ 申立書付票 (→ P.72) ☐ 代理行為目録 (→ P.74) (保佐開始、補助開始で代理権付与を求める場合) ☐ 同意行為目録 (→ P.75) (保佐開始、補助開始で同意を要する行為の定めを求める場合) ☐ 本人の同意書 (→ P.76 ~ 77) (保佐開始、補助開始で本人以外の申立ての場合) ☐ 診断書 (→ P.92) ☐ 診断書付票 (→ P.93) ☐ 障害者手帳・療育手帳等のコピー (お持ちの方に限ります。) ☐ 親族関係図 (→ P.78) ☐ 本人の親族の同意書 (→ P.80) ☐ 本人の収支予定表 (→ P.84) ☐ 本人の財産目録 (→ P.86) ☐ 遺産目録 (申立の動機が遺産分割協議の場合のみ) (→ P.89)	家庭裁判所 医師 (用紙は裁判所提出用あり)
本人に関する書類	☐ 本人の戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書 ☐ 本人の住民票 (戸籍附票) ※外国人の場合は、平成24年7月8日までは「外国人登録原票記載事項証明書」。それ以降は「住民票」 ☐ 後見登記されていないことの証明書	本籍地の市町村役場 住民登録先の市町村 法務局
市町村長申立てに関する書類	☐ 上申書 (本人に申立て費用を求償する場合) (→ P.58) ☐ ケース記録 (→ P.53) ☐ 本人調査票 (→ P.59) ☐ ケース検討会議議事録	任意様式 参考様式4 任意様式 参考様式1 任意様式 参考様式5 任意様式
本人の財産に関する書類	(1) 預貯金に関する資料 ☐ 預貯金通帳または預金証書のコピー (過去1年分) (2) 不動産に関する資料 ☐ 不動産登記簿謄本 (登記事項証明書) ☐ 固定資産評価証明書 (または固定資産税納税通知書のコピー) (3) 収入内容を証明する資料のコピー ☐ 給与証明書 (本人が給与所得者である場合) ☐ 年金証書または年金改定通知書 ☐ 年金振込通帳 ☐ 取引残高証明書 ☐ 証券のコピー (4) 生命保険等に関する資料のコピー ☐ 保険証書 (5) 有価証券 (株券・国債・手形など) に関する資料のコピー ☐ 取引残高証明書 ☐ 証券	※本人の財産に関する書類は、出来るだけ揃えれば良い。 法務局 物件所在地の市町村役場 勤務先事業所 取引先証券会社

	書類等	請求先
本人の財産に関する書類	(6) 支出内容を証明する資料のコピー ☐ 施設利用料または入院費等の領収書 ☐ 国民健康保険料・税納付書 ☐ 介護保険料納付書 ☐ 固定資産税納付書 ☐ 家賃・地代の領収書 (7) 負債に関する資料のコピー ☐ 借用書又はローン契約書 ☐ 支払明細書	
成年後見人等候補者についての書類	個人の場合 ☐ 後見人等候補者事情説明書 (→ P.82) ☐ 住民票 法人の場合 ☐ 法人登記に係る現在事項全部証明書 ☐ 定款 ☐ 収支決算書又は貸借対照表 ☐ 法人の財産目録 ☐ 賠償責任保険への加入を証する書類 ☐ 上申書 (担当者と連絡先を記載する。)	成年後見人等候補者により書類が異なります。 成年後見人等候補者が作成するものです。 任意様式
費用	☐ 収入印紙 (申立て用) 注) 保佐開始、補助開始で代理権付与及び同意見を要する行為の定めを求める場合にはそれぞれ収入印紙が別途必要になります。 ☐ 収入印紙 (登記用) ☐ 郵便切手 注) 郵便切手の枚数については、各支部により異なります。各支部にお問い合わせください。 ☐ 鑑定費用 注) 鑑定料については、後日家庭裁判所から連絡があった場合に納付する。	



(4) 申立て

- 本人の住所地を管轄する家庭裁判所に「後見等の開始の審判の申立て」を行います。住民票上の住所地と本人の現在の居場所が異なる場合は家庭裁判所の判断によりますが、実際の生活の本拠地を住所地と認定する例が多いようです。
- 保佐・補助類型の申立ての場合は、家庭裁判所によって本人の意思確認が行われるので、本人を同行させるとともに、事前に本人及び関係者と準備しておきましょう。

* 申立て費用の求償

- 申立て費用（→P.34 参照）については原則として申立人が負担しますので、この場合は市町村長の負担となりますが、申立て費用を市町村が負担することが公平の観点から妥当性を欠くと見られるような「特別の事情」があると判断される場合には、申立て費用を本人に求償することができます（→P.58 参照）。

< 「成年後見制度利用支援事業」に関するQ & A（厚生労働省） >

市町村長が申立てを行った家事審判の手続き費用に関しては、原則として申立人の負担とされているが、「特別の事情」（非訟事件手続法第28条）がある場合には、家庭裁判所が申立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるものとされている。この「特別の事情」とは、一般的には、費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には、申立人自身の利益のためではなく、地域住民の福祉の観点から、地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立事務を行うものであることから、家庭裁判所は、「特別の事情」がある場合に該当するとして、「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命じることができるものと考えられる。

* 審判前の保全処分

- 成年後見等の申立てをした場合、成年後見人等が就任するまでの間に、本人の財産が侵害されている、またはそのおそれがある時など緊急に成年後見人的な行為が必要な場合があります。そのときには、成年後見の申立てと同時に、「審判前の保全処分」の申立てをすることができます。
- 「審判前の保全処分」とは、財産の管理者の選任等により本人の財産を保全することですが、家庭裁判所から命じられる暫定的処分であり、正式に成年後見人等が選任されるまでの仮の対応といえます。
- 保全処分の例としては、①財産の管理者の選任、②事件の関係人に対する本人の財産管理又は監護に関する事項の指示、③後見命令、④保佐命令、⑤補助命令があります。
- ①の「財産の管理者」については、原則として民法第103条の所定の行為について代理権を持ちますが、取消権はありません。
- ②の「事件の関係人に対する本人の財産管理又は監護に関する事項の指示」とは、勧告的効力を有し、財産の管理者に対して財産管理の方法を指示したり、本人の身上監護等について同居者等に指示することを指します。

③～⑤については、本来の申立てを先取りするもので、本人の財産保全を目的としています。本人が財産の管理者の同意を得ないでした財産上の行為は取り消すことができます。ただし、取り消すことができる財産上の行為の範囲は、申立ての範囲を超えることができず、保佐命令の場合は民法第13条1項に記載されている行為に限定されます。なお、財産の管理者は成年後見人等と同じ立場ではないため、代理権の範囲が民法第103条を超えて処分行為（物の売買、入所契約等）にまで拡大はされません。

<民法第103条（代理人の権限）>

権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

- 一 保存行為
- 二 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

○場合によっては、保全処分が開始されるまでに財産侵害などの問題が発生する恐れも考えられます。その場合、市町村が一時的に通帳等を保管せざるを得ない場合もありますが、その際の法律上の根拠として、民法697条の「事務管理」という考え方を適用する例もあります。「事務管理」とは、法律上の義務がないのに他人のためにその事務を処理する行為をいうものであり、その事務の性質にしたがって最も本人の利益に適するような方法で管理しなければならないとされています。しかし、細部にわたる規定がなく、本人、相続人又は法定代理人が管理するまで継続しなければならないなど、運用上様々な困難が想定されることから慎重な取り扱いが望まれます。

○一方、東京都品川区では、地方自治法第1条の2第1項及び第2条第14項で、地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担い、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めると規定され、かつ同法第235条の4第2項の規定により、品川区（普通地方公共団体）の所有ではない現金又は有価証券を保管することはできないことになっていることから、通帳等の保管自体は品川区社会福祉協議会に委託する方法をとることで対応しています。

<民法第697条（事務管理）>

義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理をしなければならない。

管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

<地方自治法第1条の2第1項>

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

<地方自治法第2条第14項>

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない

<地方自治法第235条の4第2項>

債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。

(5) 審理

* 家庭裁判所調査官による調査

○家庭裁判所は、市町村長からの後見開始等の審判の申立てを受けると調査官が本人の状況を調査したり、関係者に対する問い合わせなどを行います。調査官は照会書に対する回答を求めるとともに、申立人、本人、関係者との面談による聞き取り調査を行い、その結果を裁判官に報告します。

○照会書では、本人の生活状況、本人の健康状態（療育手帳や精神保健福祉手帳の有無や内容、病歴など）、本人の経歴（出生、最終学歴、結婚歴など）、配偶者・親・子・兄弟姉妹等の連絡先、本人の財産や債務、本人の収入と支出等について回答することになります。また、成年後見人等候補者に対する調査（職業及び経歴、成年後見人等と本人との利害関係の有無など）も併行して行われます。

* 鑑定

○成年後見と保佐は、本人の判断能力を判定するために原則として医師による「鑑定」を行うことになっています（補助は不要）。鑑定に要する費用（→P.34 参照）は、あらかじめ市町村長が予納します。

なお、いわゆる植物状態など、明らかに事理弁識能力を欠く常況が確認できる場合は鑑定を省略することができることとなっていますが、申立て時に提出した診断書をそのまま適用するなど、実情は全申立ての8割が鑑定を省略しています。

実際は、申立てから審判までの時間短縮を目的に、あらかじめ来所日を予約し、申立て書類を持参し、受理した直後に面接を実施することが多くなっています。この受理時面接では、裁判所の調査官・参与員が、申立人、後見人候補者、（可能であれば）本人及び関係者から本人の状況（症状、生活状況、財産状況）を確認すると同時に、後見人候補者の適格性について面接を行います。

（→P.96 参照）



(6) 審判の確定

○裁判官である家事審判官は、当事者から提出された書類や家庭裁判所調査官が行った調査の結果等種々の資料に基づいて判断し決定します。この決定を「審判」といいます。家事審判官は、後見開始等の審判を行い、職権で成年後見人等を選任します。

○家庭裁判所は、成年後見人等を選任する場合、次の事項を考慮しなければならないとされています。

- ① 本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ② 成年後見人等となる者の職業及び経歴
- ③ 成年後見人等と本人との利害関係の有無（成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人の代表者と本人との利害関係の有無）
- ④ 本人の意見その他一切の事情

○後見開始等の審判は家庭裁判所から成年後見人等、本人、申立人に対して告知又は通知されます。審判に対して本人等は不服申立て（即時抗告）をすることができます（後見人選任の部分については即時抗告できません）。また、後見開始等の審判の申立てが却下された場合も申立人は即時抗告することができます。なお、即時抗告できる期間は告知のあった日から2週間とされています

虐待をしている親族等から即時抗告を受けたり、市町村長の申立てに対抗するために親族が重複申立てをする場合があります。この場合、市町村長が申立てを取り下げるケースがありますが、本人の「福祉を図るために特に必要があると認めた」ケースであることを踏まえて対応することが肝要です。

○即時抗告をしないで2週間が過ぎた場合や高等裁判所で即時抗告が認められなかった場合には審判が確定します。

○なお、家庭裁判所は、成年後見人等に後見開始等の審判の告知を行いますが、即時抗告ができる審判については、確定することにより効力が生じることになります。



(7) 後見等の開始

○後見開始等の審判の効力が生じた場合には、家庭裁判所から東京法務局に審判内容が通知され、東京法務局の登記ファイルに審判の内容のうち所定の事項が記録されます（1 か月程度）。登記が完了すると成年後見人等の請求により、その内容を証明する「登記事項証明書」が発行されます。

○非訟事件手続法第 28 条により家庭裁判所が職権を発動した場合（→P.26 参照）は、申立て費用について本人に求償します（→P.60 参照）。

申立て費用を求償したが、全額認められない場合や家庭裁判所による職権が発動されない場合は、「成年後見制度利用支援事業」（→P.33 参照）の趣旨に基づき、補助金の交付申請を行うことができます。

○成年後見人等の報酬については、成年後見人等の後見事務の過去分について、報酬付与の審判の申立てを行ったうえで、家庭裁判所が後見事務の量や内容、本人の資産などの事情を斟酌して決定します。その報酬は本人の財産から支払われることが原則となっていますが、資産が少ない場合は、報酬についても「成年後見制度利用支援事業」の趣旨に基づき、補助金交付申請の対象とすることができます。

○老人福祉法等に基づく「やむを得ない事由による措置」（→P.12 参照）を行っていた場合は、成年後見人等による契約に移行する必要があります。

○また、市町村は、成年後見人等との引き継ぎを終えた後でも、成年後見人等の要請に応じて可能な範囲で協力することが必要です（→P.12 参照）。



Ⅲ 市町村で整備すべき要綱等について

1 千葉県における市町村長申立ての状況と要綱等の整備状況

(1) 千葉県における市町村長申立件数

○千葉県が市町村に対して行っている「成年後見制度利用促進に係る施策の実施状況調査」によると、「市町村長申立件数」は増加傾向にあり、平成 18～19 年度に比べて平成 20～21 年度は約 2 倍に増加しています。

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
老人福祉法	43	41	87	107	134
知的障害者福祉法	7	7	16	9	23
精神保健福祉法	5	6	4	9	25
総 数	55	54	107	125	182

※上表は標記調査に対する千葉県内市町村からの回答を集計したデータであるが、最高裁判所が公表しているデータは年単位であるのに対して、標記調査は年度単位となっているなど、必ずしも一致していない。

○全体としては増加傾向にあるものの、全く申立てを行っていないところが 11 市町村あり、過去 5 年の取扱件数が 5 件未満の市町村が全市町村の 72% を占めるなど、積極的な活用が行われているとは言い難い状況です。

(2) 千葉県における要綱等の整備状況（平成 23 年 12 月現在）

○同調査における要綱等の整備状況をみると、整備済みが 53 市町村で、未整備が 1 町となっており、ほとんどの市町村において規程等の整備は完了している状況となっています。また、全国的には条例を制定している市町村もありますが、県内では要綱としているところが 37 市町村、規則としているところが 16 市町となっています。

○「市町村長申立に関わる要綱（規則）」と「成年後見制度利用支援事業に関わる要綱（規則）」を 2 本立てで設置しているところは 6 市のみで、要綱と規則が一体型となっている市町村が 42 市町村と大半を占めています。また、費用助成のみ設置が 4 市町、高齢者と障害者の要綱を別にしているところが 1 市あります。

○「成年後見制度利用支援事業」の対象者の拡充を行ったところが 6 市町村あり、徐々に増えてきている状況です。

2 要綱等の策定上の留意事項

○成年後見制度の利用が必要になったときに迅速かつ適切に対応するとともに、ケースごとに判断や手続きにずれが生じないようにするために、成年後見制度の実施に関する要綱等が未整備の市町村については、モデル要綱（→P.61 参照）を参考にしながら整備を行うことが急務です。

○市町村は、本人や親族、関係機関等からの相談があった際に、高齢者や障害の対象によって相談窓口を分けるのではなく、成年後見制度の相談窓口を一本化し、担当職員を配置して、積極的に対応できる体制を整備するとともに、成年後見センターの設置についても検討する必要があります。

- また、行政の福祉関連部署の職員のみならず、情報提供者となりうる住民や地域の福祉関係機関に対して、成年後見制度の正しい知識を習得させ、適切に相談窓口へつなげられるように周知しておくことが大切です。
- なお、成年後見制度利用支援事業の補助対象者については、「介護保険法に基づく地域支援事業」及び「障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業」のいずれも「市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象になりうる」とされており、要綱等の速やかな改正が必要です。



IV 成年後見制度利用支援事業の活用

1 事業の主旨

○介護保険サービス、障害者福祉サービスの利用等の観点から、認知症高齢者又は知的障害者、精神障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して国や県が一定割合を補助することで市町村の負担を少なくするものです。

○公費負担は、高齢者は介護保険法に基づく地域支援事業の、障害者は障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の対象とされています。なお、成年後見制度利用支援事業の創設から現在までの変遷は以下のとおりです。

< 高齢者 >

- 平成 13 年度 介護予防・地域支えあい事業のメニューの一つとして創設
- 平成 18 年度 介護保険制度の地域支援事業の任意事業の一つに位置付け
- 平成 20 年度 利用条件の緩和
「市町村長申立ての事案」のみ→「本人申立・親族申立ての事案」も対象
厚生労働省老健局「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」
(平成 20 年 10 月 24 日)

< 知的障害者・精神障害者 >

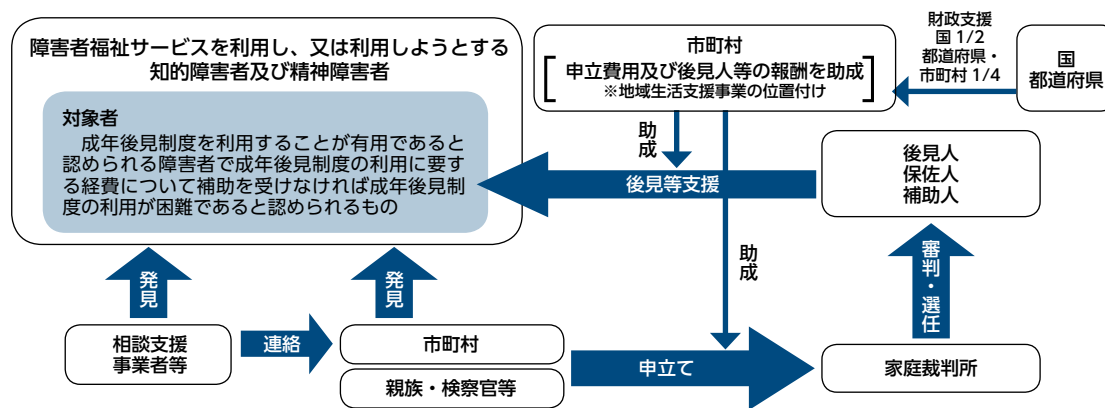
- 平成 14 年度 成年後見制度利用支援事業の対象
- 平成 18 年度 障害者自立支援法の地域生活支援事業の中で任意事業として位置付け
- 平成 20 年度 利用条件の緩和
「市町村長申立ての事案」のみ→「本人申立・親族申立ての事案」も対象
厚生労働省社会・援護局「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について」
(平成 20 年 3 月 28 日)
- 平成 22 年度 障害者自立支援法の改正
障害者自立支援法上の地域生活支援事業の中で必須事業化（平成 24 年 4 月 1 日施行）

○成年後見制度利用支援事業は、平成 24 年 4 月から障害者自立支援法による地域生活支援事業において市町村が必ず実施しなければならない事業となりました。成年後見制度利用支援事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする事業であることから、市町村が創意工夫をしながら柔軟な事業の実施を可能としています。（→ P.34 の資料 1 参照）

○今後は、障害者の相談支援体制が強化されていくとともに、一層の高齢化・単身化が進むことにより、成年後見制度利用支援事業を利用するケースの増加が予想されることから、市町村は増加率を考慮して予算確保を図っていく必要があります。

成年後見制度利用支援事業の必須事業化（案）

- ⑧ 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用する事が有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。
- 助成費用（厚生労働省令で定める費用）は、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人などの報酬の全部又は一部とする方向で検討。
- ※必須事業化に伴う費用について、地域生活支援事業費補助金において概算要求。



2 補助対象になる事業

補助の対象となる事業として例示されているのは、①成年後見制度を利用する際の経費に関する助成、②成年後見制度利用促進のための広報・普及活動です。

(1)成年後見制度を利用する際の経費について

成年後見制度を利用する際に必要な経費としては、大きく分けて、①申立てに関する費用、②成年後見人等に対する報酬があります。

○申立てに関する費用について

申立てに必要な費用は以下のとおりです。なお、下表の金額は、平成 23 年に千葉家庭裁判所が示した金額であり、郵便切手等は各支部・出張所により異なります。

項 目	費 用	備 考
収入印紙（申立て手数料）	800 円～ 2,400 円	後見（保佐）開始申立てのみは、800 円分 保佐（補助）開始申立て + 代理権付与のときは、1,600 円分 保佐（補助）開始申立て + 同意権付与 + 代理権付与のときは、2,400 円分
収入印紙（登記手数料）	2,600 円	
郵便切手	3,350 円	500 円切手 × 4 枚 80 円切手 × 15 枚 10 円切手 × 15 枚 保佐開始、補助開始の場合、この他に 500 円切手 × 2 枚 10 円切手 × 15 枚
診断書	3 千円～ 1 万円	医療機関により金額は異なる
鑑定料	5 万円～ 10 万円	鑑定が必要な場合は、家裁から予納金の請求あり

○なお、診断書は、直接的な申立費用ではなく、申立書類の作成費です。家庭裁判所は、直接的な申立費用は求償の対象と認めているが、診断書の費用は認めていません。

○成年後見人等に対する報酬について

成年後見人等の報酬については、成年後見人等が家庭裁判所に対して報酬付与の審判請求を行い、それに対して家庭裁判所が報酬額を決定します。報酬は、原則として年1回の後払い方式であり、家庭裁判所が決定する報酬額の決め方や基準は非公表となっています。

また、成年後見制度利用支援事業における成年後見人等に対する報酬の助成金額については、平成15年2月12日付けの全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料において、厚生労働省が参考単価として示した金額を月額上限としている市町村が多いようです。

【報酬費助成の参考単価】

居住種別	報酬助成額（月額・上限）
施設入所者	18,000 円
在宅者	28,000 円

(2)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動について

成年後見制度利用支援事業は、平成13年の創設当時から、成年後見制度のための広報・普及活動についても費用対象としています。（H24.4～ 障害者は地域生活支援事業 その他事業 成年後見制度普及啓発等事業）

< 事業例 >

- 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- 高齢者、知的障害者、精神障害者やその家族に対する説明会の開催
- 高齢者、知的障害者、精神障害者やその家族に対する相談会の開催
- 後見事務等を廉価で実施する団体等の照会
- その他成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

< 普及啓発事業の例 >

松戸市 成年後見制度利用支援事業を利用したパンフレットの作成
「“あなたのための” 成年後見制度」

発行部数：2000 部

配布先：地域包括支援センターを通じて市民へ配布。
研修会等で使用。



V 成年後見人等の担い手となる市民後見人の養成及び 社会福祉協議会等関係機関との連携

1 市民後見人の養成について

(1) 市民後見人登場の背景

- 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部改正する法律」の成立により、市町村と都道府県に対して成年後見制度の運用基盤の整備を求める老人福祉法第 32 条の 2 の規定が新設されました。(平成 24 年 4 月 1 日施行)

老人福祉法第 32 条の 2 を創設（後見等に係る体制の整備等）

市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

(1) 研修の実施

(2) 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

(3) その他必要な措置（※）

（※）例えば、研修を修了した者を登録する名簿の作成や、市町村長が推薦した後見人等を支援することなどの措置が考えられる。

・都道府県は、市町村の措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

- この規定により、市町村は、適切な後見人候補者を育成し、活用を図るために、①「研修の実施」、②「適切な成年後見人候補者の家庭裁判所への推薦」、③「その他の必要な措置」を講じる努力義務を負うことになりました。

- 「その他の必要な措置」の具体例として厚生労働省は、「研修を修了した者を登録する名簿の作成」、「市町村が推薦した後見人等を支援すること」を挙げています。

○このことは、市町村には、適切な研修を通じて市民後見人候補者を養成するところから始まり、適任の研修修了者を成年後見人等として就任させるための支援を行い、さらには、就任した市民後見人の活動支援までバックアップしていくという継続した責任があることを示したと考えられます。

- 厚生労働省ウェブサイトにある市民後見人を活用した取組例のイメージ（→P.37 の資料 2 参照）は、市町村と家庭裁判所が地域の民間団体（社会福祉協議会、NPO 法人等の後見支援法人や専門職後見人団体）等と密接に連携しながら、市民後見人の養成、就任支援、活動支援を行う体制を構築するものであり、老人福祉法第 32 条の 2 が目指しているスキームと一致します。

【資料 2】 市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

※ 1 「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の高齢者の推計

208 万人（平成 22 年）→ 323 万人（平成 37 年）

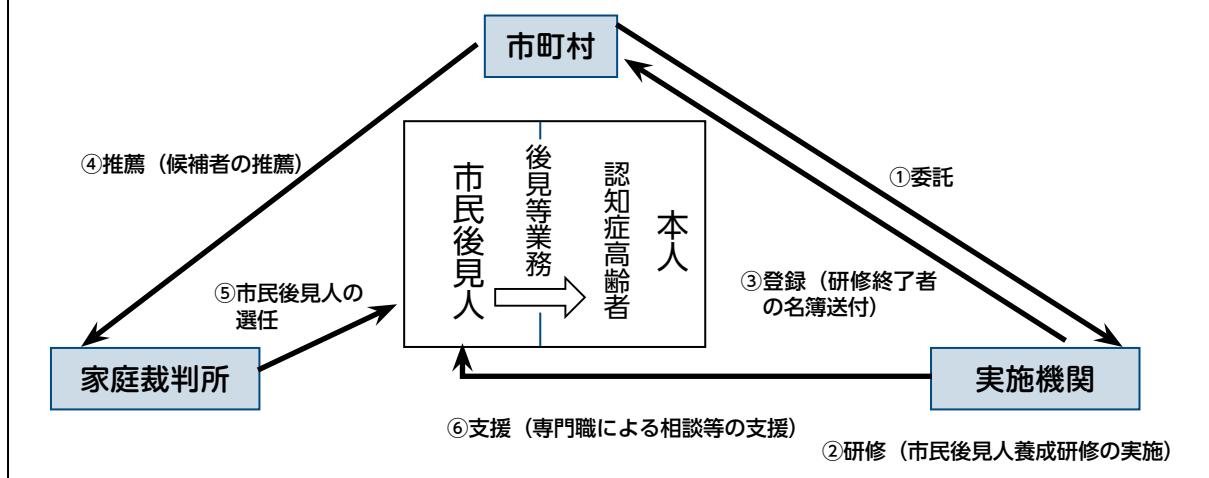
※ 2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成 22 年 30,079 件）

そのうち首長申立の件数 1,876 件（平成 20 年）

→ 2,471 件（平成 21 年）

→ 3,108 件（平成 22 年）

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



※出典：厚生労働省ホームページ「市民後見関連情報」

(2) 市民後見人とは

○市民後見人については、その定義や所掌範囲が明確になっているわけではありませんが、日本成年後見学会では、「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者」と定めています。

○日本の家庭裁判所は、従来、この種の市民後見人を選任してきませんでしたが、全国各地の市民後見人養成の活性化を受けて、最近では選任する動きが出てきています。

○市民後見人養成研修修了者の活動の場としては、①単独での個人受任、②養成研修実施法人による監督付き個人受任、③養成研修実施法人による法人後見の事務執行者（履行補助者）としての活動に分けられます。③は、市民後見人とは呼べませんが、日本の現状ではこのタイプも市民後見人と呼ぶ場合があります。

○実際には、①は、大阪市成年後見支援センターの養成研修修了者が大阪家庭裁判所から単独で個人選任されている例があります。②は、東京都内の社会福祉協議会の社会貢献型後見人の例があてはまります。千葉県内では、今のところ③の形態がいくつかの NPO 法人で実施されています。

○いずれの場合も、後見支援組織による関与が重要であり、現時点では、全くの単独・独立型の個人受任は、多数あるわけではありません。

(3)市民後見推進事業

○平成 23 年度から厚生労働省による「市民後見推進事業」が高齢者分野でスタートしました。この事業は、「市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するもの」とされています。(→ P.39 の資料 3 参照)

○平成 23 年度は全国 37 市区町（26 都道府県）で実施され、千葉県では松戸市が取り組んでいます。(各市区町村の事業概要は、厚生労働省ウェブサイトで確認することができます)

○事業の内容としては、①市民後見人養成のための研修の実施、②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、③市民後見人の適正な活動のための支援、④その他、市民後見人の活動の推進に関する事業があります。

○「市町村の後見申立と市民後見人～後見実施機関の創設～」報告書（介護と連動する市民後見研究会、平成 23 年 3 月 10 日）によると、遅くとも平成 26 年度までには全市町村において完全実施することを提案しており、市町村が実施時期を検討する際の目安になるものと考えられます。(→ P.40 の資料 4 参照)

(4)市民後見人の報酬

○社会福祉協議会が行う法人後見の事務執行者（履行補助者）として雇用され、活動する市民後見人は、社会福祉協議会の非常勤職員として賃金が支払われますが、社会貢献を前提としているため、日常生活自立支援事業の生活支援員と同等の賃金体系（1,000 円 / 1h 程度）になると考えられます。また、大阪市成年後見支援センターの場合は、無償ボランティアとして活動しています。

○単独での個人受任型市民後見人の場合は、能力や倫理面等で専門職後見人と同等の責任を求められているため、親族後見人の報酬付与も認められていることを鑑みると報酬付与の申立てをしても問題はないと考えられます。



1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

2 実施主体

(1) 本事業の実施主体は、市町村とする。ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO 法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

3 事業内容

(1) 市民後見人養成のための研修の実施

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

（市民後見養成研修の内容（例））

- ・ 成年後見や介護保険制度等の法的な内容の理解
- ・ 地域の福祉施設等の社会資源の理解
- ・ 財産目録の作成等

(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 市民後見人の活用等のための地域の実態把握

イ 市民後見推進のための検討会等の実施

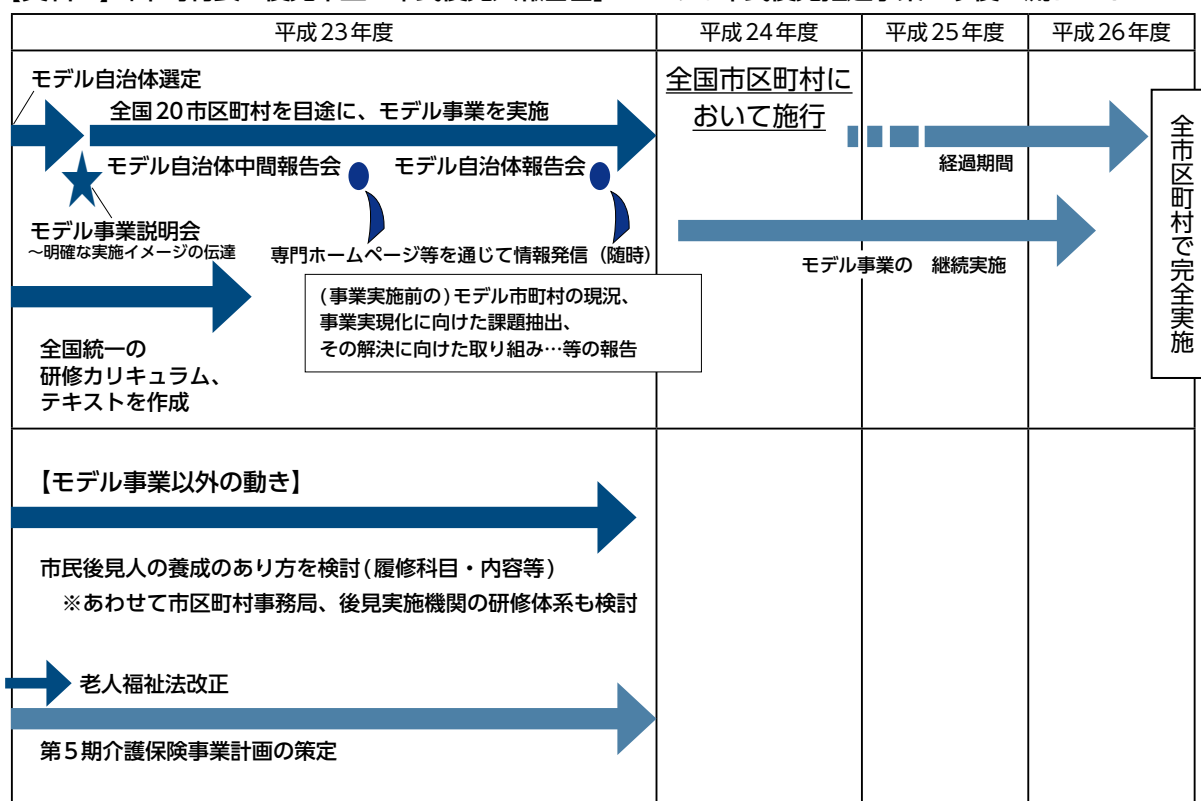
(3) 市民後見人の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

イ 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

【資料 4】「市町村長の後見申立と市民後見人報告書」における市民後見推進事業の今後の流れのイメージ



(5) 市民後見人に対する支援及び監督

- 成年後見人等は、その権限と責任が重い制度であるため、後見事務に対するバックアップや支援並びに逸脱行為や不正を防止するために監督機関が必要です。
- また、成年被後見人等に対して十分な支援を行うためには、成年後見人等が地域の社会資源や福祉資源と連携が取れることが重要です。これは、専門職後見人であれ市民後見人であれ異なるものではありません。
- 市民後見人の活動をサポートするためには、地域に根ざした後見支援組織の存在が不可欠です。こうした組織が、養成研修を実施し、支援と監督を継続的に行うことで、市民後見人の活動や成年被後見人等への十分な支援が期待できると考えます。また、市民後見人にとっては、後見支援組織に属して研修や助言及び監督を受けることが質の担保にも繋がります。
- 社会福祉協議会や NPO 等が行う法人後見の事務執行者（履行補助者）として活動する場合も、困難な事案には法人内部で弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門家から助言、研修を受けられる体制を作る必要があります。
- なお、後見支援組織が適切な運営をしていくためには、経済基盤の安定が重要です。後見支援組織の財政破綻は、地域の成年後見の運用全体に致命的な悪影響を与える恐れがあることから、市町村による財政的支援はとても重要です。

(6) 県内の「市民後見人」養成の取り組み（千葉市・松戸市）

千葉県内でも「市民後見人」の養成が始っています。社会福祉協議会で市民後見人を養成している千葉市社会福祉協議会と市民後見推進事業を実施している松戸市の取り組みを紹介します。

【千葉市】

千葉市は、平成22年4月1日に千葉市社会福祉協議会に委託して「千葉市成年後見支援センター」を開設し、成年後見制度の普及・啓発や各種相談への対応などに加えて、市民後見人の養成に取り組んでいます。

養成研修は、基礎研修、応用研修、実務研修の3つの研修を行い、各研修の前後には面接などを行い、適任と思われる方を選考していき、全ての研修を修了した方を市民後見人候補者として登録します。基礎研修の内容は、制度の概要、高齢者や障害者に関する福祉制度、制度対象者の理解などで、最終日に行う効果測定（テスト）を含めて延べ8日間、全44時間です。応用研修は、傾聴に関する演習や倫理意識を高める討議を中心とする内容で、2日間、10時間です。実務研修は、千葉市社協が行っている法人後見業務に同行し、実際の事務について学ぶ内容になっています。

平成23年度に第1期生として56名が修了しました。修了者は、千葉市社協の法人後見業務の「支援員」として活動してもらい、支援員としての実績を積み重ねていくことにより、将来は家庭裁判所から単独で選任してもらえるようになることを期待していますが、そうなったとしても、市民後見人は専門家ではありませんので千葉市社協が後見監督人として、後ろ盾となってサポートしていくスキームとなっています。

【松戸市】

松戸市は平成20～22年度まで「NPO法人成年後見センターしぐなるあいず」との協働事業として市民後見人養成事業を実施してきました。この事業は、しぐなるあいずが受任した法人後見の主たる担当者の補助的業務を行う「市民後見協力員」を養成するという内容です。成年後見制度の市長申立の事例や協働事業の評価を通して、松戸市として必要な人材の検証とその人材の養成課程や支援体制のスキームを検討するために、平成23年度から国のモデル事業である「市民後見推進事業」を活用していくことにしました。また、事業の実施については、協働事業の実績からしぐなるあいずに委託しました。

平成23年度は、市民後見推進事業の中で市民後見協力員の養成を行っています。カリキュラムは、成年後見制度の概要、他の福祉制度の理解、制度対象者の理解、後見事務の実際等を4日間で学ぶ「市民後見協力員養成講座」と、相談援助技術やリスクマネジメント等を2日間で学ぶ「フォローアップ研修会」で構成されています。さらに実務研修も予定しています。

養成した市民後見協力員の活動の場を法人後見だけでなく、専門職後見人にも広げるしくみができないか検討しています。そこで「市民後見検討会」を設置し、専門職団体や関係機関とともに市民後見協力員と市民後見人の位置づけや支援・活用体制等のスキームを検討しています。将来的には、市民後見協力員の活動を通して得たスキルを活かして、後見人の補助者ではなく、「市民後見人」として活動してほしいと考えています。

2 日常生活自立支援事業と成年後見制度

(1)日常生活自立支援事業の概要

○日常生活自立支援事業は、高齢または障害があるために自分の判断で適切に福祉サービスを利用したり、金銭管理を行うことが困難な方に対して、相談、助言、代行、代理の方法により地域での生活を援助する事業です。

○サービスの内容

①福祉サービス利用援助事業

福祉サービスを利用する際の情報提供や手続きの援助を行います。

②財産管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払い戻し、公共料金等の支払い代行などを行います。

③財産保全サービス

普段使わない定期預金通帳や権利証、実印などを金融機関の貸金庫を利用して保管します。

④弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス

専門的な援助や助言が必要なときや成年後見制度を利用する場合等に専門家を紹介するサービスです。

○日常生活自立支援事業の対象者の要件

①認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、在宅生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方。

②本事業の契約内容を理解する能力を有していると認められる方。

○判断能力が不十分な方は、認知症と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有する方に限定されるものではありません。

○契約内容を理解する能力を有していないと判断される方であっても、成年後見制度による成年後見人等との間で利用契約を結ぶことができます。

○安心して利用してもらえるための仕組みとして、利用者に契約する能力があるかどうかを判断する「契約締結審査会」と、この事業が適切に実施されることを監督する第三者機関である「運営適正化委員会」が設置されています。

【資料 5】日常生活自立支援事業の実施状況（千葉県）

◆利用契約者・解約者の累計

(事業創設の平成 11 年 10 月から平成 23 年度 9 月末まで)

利用契約者数	1,492 人
上記のうち解約者数	911 人

◆利用契約者数の推移

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
新規利用契約者数	171 人	124 人	147 人	151 人	172 人
年度末時点の利用契約者数	424 人	443 人	476 人	518 人	554 人

◆利用契約者の内訳（平成 23 年 9 月末時点）

判断能力低下の主因別の利用契約者の分類	利用契約者数	割合
認知症高齢者等	353 人	60.8%
知的障害者等	59 人	10.2%
精神障害者等	106 人	18.2%
そ の 他	63 人	10.8%
合 計	581 人	100.0%

(2)日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係

- 成年後見制度は財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組みですが、日常生活自立支援事業は、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要な福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことを目的としています。
- 日常生活自立支援事業は、実施主体が本人と「福祉サービス利用援助契約」を締結することによってサービスを提供するため、判断能力が十分でなくても契約するだけの能力は備わっていることが条件となります。
- 本人の判断能力については、実施主体が医療・法律・福祉関係の専門家で構成する「契約締結審査会」を設置し、審査します。その結果、契約締結能力がないと判断した場合は契約することはできません。また、契約中に判断能力が低下した場合は、再度「契約締結審査会」で審査し、契約締結能力がないと判断した場合は解約して成年後見制度に繋ぐ必要があります。
- 本人と契約又は契約継続ができない場合でも、場合によっては成年後見制度による成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見制度による任意後見人と実施主体の間で、本人に対する契約を締結することができます。

※千葉県後見支援センターでは、成年後見人等と福祉サービス利用援助契約を締結する場合の条件として、次の事項を設定しています。

- ①千葉県後見支援センター事業の利用者だった場合
- ②親族が後見人等の場合
- ③夫婦等同一世帯でありながら、一方のみ千葉県後見支援センター事業の利用が不可能な場合
- ④福祉的配慮が必要な場合（月数回の訪問が必要な場合）
- ⑤契約締結審査会が必要と認めた場合

【資料 6】日常生活自立支援事業と成年後見制度対照表

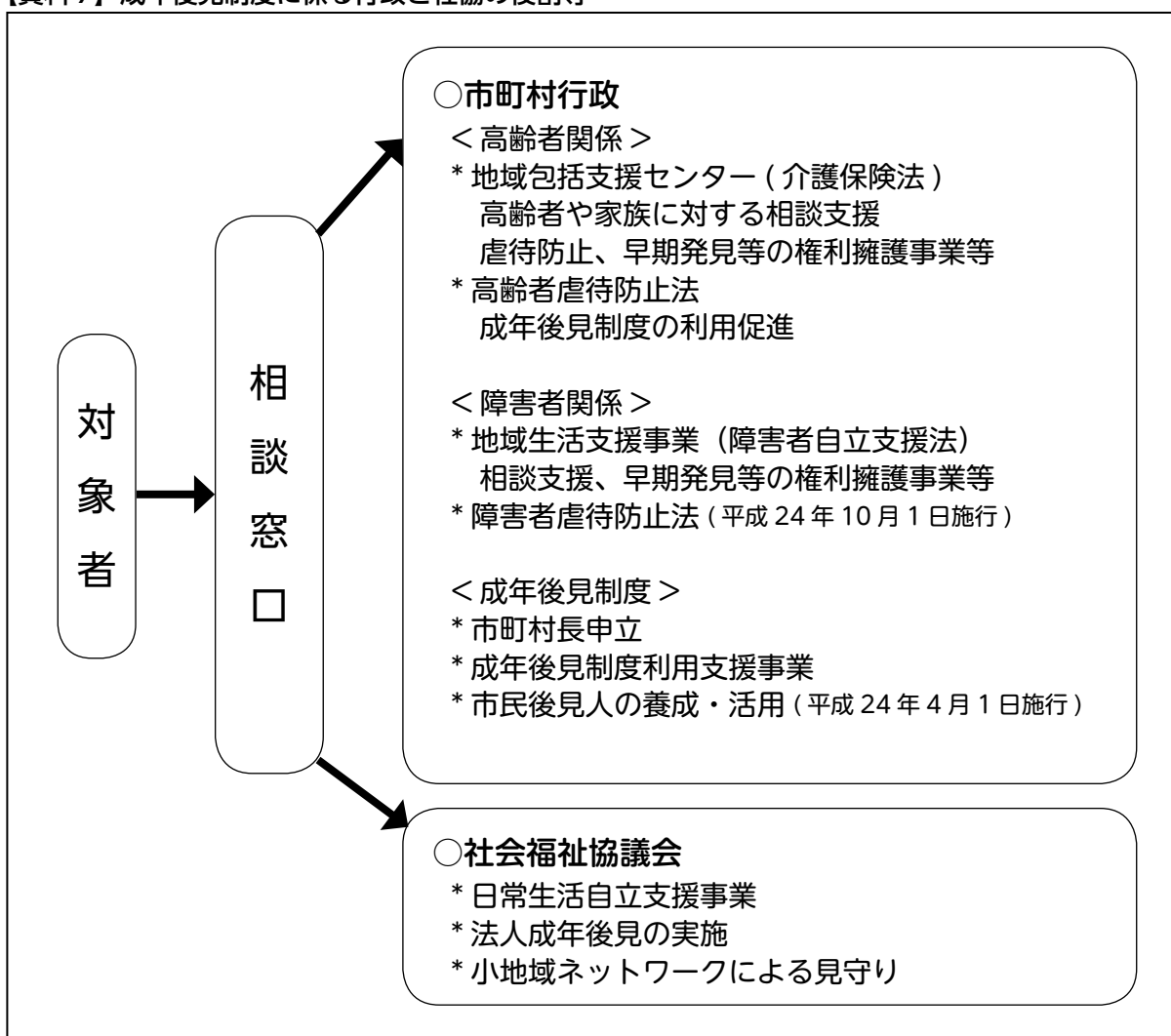
日常生活自立支援事業		補助・保佐・成年後見制度（法定後見）	
所轄庁	厚生労働省	法務省	
法的根拠	社会福祉法、厚生労働省社会・援 護局通知等	民法等、政省令、家事審判規則等	
対象者 （認知症高齢者・知的 障害者・精神障害者等）	精神上の理由により日常生活を営 むのに支障がある者	精神上の障害 により事理弁 識する能力	が不十分な者＝補助 が著しく不十分な者＝保佐 を欠く常況に在る者＝後見
担い手・機関の名称	本人	本人	被補助人・被保佐人・成年被後見人
	援助機関	基幹的社会福祉協 議会等（法人） 法人の履行補助者 として専門員、生 活支援員	保護者複数可 補助人・保佐人・成年後見人 （自然人として、親族、弁護士、司 法書士、社会福祉士 及び法人）
	指導監督機関	都道府県・指定都 市社会福祉協議会 （実施主体）及び運 営適正化委員会	監督人 補助監督人、保佐監督人、成年後見 監督人
費用	社会福祉事業として、契約締結ま での費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担（生活 保護利用者は公費助成）		後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人に 対する報酬費用等について、本人の財産から支弁 することを明確化
手続のはじまり	社会福祉協議会に申し込む （本人、関係者・機関、家族等）		裁判所に申立 本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官等 市町村長（福祉関係の行政機関は整備法で規定） ※本人の同意：補助＝必要、保佐・後見＝不要
意思能力の確認・審 査や鑑定・診断	「契約締結判定ガイドライン」によ り確認。あるいは契約締結審査会 で審査		医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出 （最高裁で鑑定書・診断書作成の手引作成）
援助の目的・理念	契約により、福祉サービスが適切 に利用できるよう、その自己決定 を援助		自己決定の尊重と保護の調和
援助（保護）の特徴	生活に必要不可欠な福祉サービス の利用に関する情報提供、相談と 代理		法律行為を行う保護・支援制度 代理、取消、同意
援助（保護）の 種類、方法	相談	福祉サービスの情報提供、助言な ど相談援助による福祉サービスの 利用契約手続き援助	
	法律行為・財産 管理・福祉契約等	○日常的金銭管理 ■日常的金銭管理に伴う預貯金通 帳の払出し等の代理、代行 ■福祉サービス利用料支払いの便 宜の供与 ○書類等の預かり ■書類等の保管により、紛失を防 ぎ、福祉サービスの円滑な利用 を支える ○社会福祉事業等の在宅福祉サー ビスの契約代理 ※施設入所手続きの代理は援助か ら除外。 ※上記のことを援助の種類とし、 情報提供相談、法律行為の一連 の援助を権利擁護と地域福祉の 視点で援助する。	

出典：全国社会福祉協議会発行「日常生活自立支援事業推進マニュアル」

3 社会福祉協議会による法人後見の取り組み

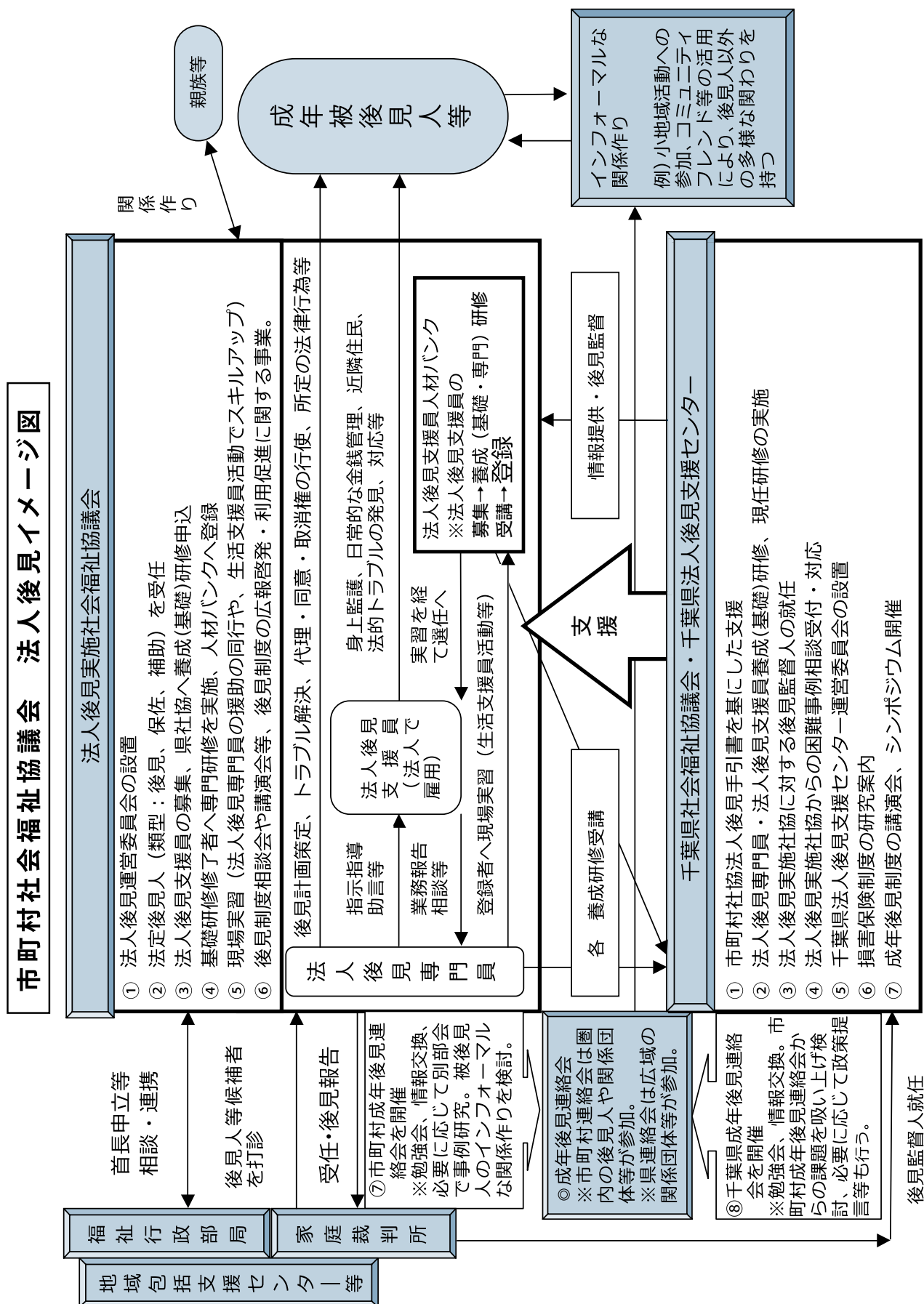
- 社会福祉協議会における法人後見の取り組みは、全国で114か所（平成22年11月1日現在全社協調査）、千葉県内では、千葉市、浦安市、柏市、佐倉市の4か所（平成23年11月末現在）であり、成年後見制度の利用に関する相談・支援や法人後見へ取り組む社会福祉協議会が増えています。
- 社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業を通じた利用者への関わりや、判断能力が不十分で契約できないケースを速やかに成年後見制度へつなげる役割等の中から必要性を感じて、成年後見制度へ自主的に取り組みを始めたところが多いようです。このような状況を受けて千葉県社会福祉協議会では、平成23年3月に社会福祉協議会が法人後見に取り組む場合の業務内容や体制のあり方を提言しています。（→P.46の資料8参照）
- 社会福祉協議会が法人後見を行う場合、市町村長申立てのケースや低所得者等、他に適切な後見人が得られないケースの権利擁護に重点を置いている場合が多いため、後見報酬を主体とする運営は困難であると考えられます。安定した事業運営を行うためには市町村による財政支援が不可欠です。

【資料7】成年後見制度に係る行政と社協の役割等



※品川成年後見センター作成

【資料 8】 社会福祉協議会における法人後見のイメージ図



《 資料編 》 もくじ

○ 関係機関一覧	49
○ 【参考様式・モデル要綱】	
【参考様式1】成年後見制度利用支援ケース記録	53
【参考様式2】戸籍調査について	55
【参考様式3】親族調査に関する書類	56
【参考様式4】非訟事件手続法第28条による上申書	58
【参考様式5】本人調査票	59
【参考様式6】法定後見の審判請求に要した費用の求償	60
【モデル要綱1】〇〇市町村成年後見制度における市長申立てに関するモデル要綱 ..	61
【モデル要綱2】〇〇市町村成年後見制度利用支援事業実施モデル要綱	63
○ 【申立関係書類一式：千葉家庭裁判所】	
後見・保佐・補助開始申立書	68
申立書付票	72
代理行為目録	74
同意行為目録	75
保佐本人の同意書	76
補助本人の同意書	77
親族関係図	78
親族の同意書	80
後見人等候補者事情説明書	82
本人収支予定表（年額）	84
財産目録	86
被相続人の遺産目録	89
診断書・診断書付票	92
通帳等のコピーの取り方	95
成年後見等開始の申立てをされる方へ（受理時面接のお知らせ）	96
○ 【成年後見制度における診断書作成の手引：最高裁判所事務総局家庭局】	97
○ 「登記されていないことの証明書」	107
○ 成年後見制度推進マニュアル作成委員会設置要綱	109
○ 成年後見制度推進マニュアル作成委員会名簿	111



○関係機関一覧

成年後見制度について

名 称	所 在 地	電話番号
千葉家庭裁判所家事受付係	〒 260-0013 千葉市中央区中央 4-11-27	043-222-0165
千葉県弁護士会 高齢者・障害者支援センター	〒 260-0013 千葉市中央区中央 4-13-12	043-227-8431
千葉司法書士会 社団法人成年後見センター・ リーガルサポート千葉県支部	〒 261-0001 千葉市美浜区幸町 2 丁目 2 番 1 号 千葉司法書士会館	043-301-7831
千葉県社会福祉士会 成年後見センター・ばあとなあ千葉	〒 260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター 4 階	043-238-2866
法務省民事局	〒 100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3580-4111

成年後見登記について

名 称	所 在 地	電話番号
東京法務局民事行政部後見登録課	〒 102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 4 階	03-5213-1234 (代表) 03-5213-1360 (ダイヤルイン)

任意後見契約について

名 称	所 在 地	電話番号
千葉公証人合同役場	〒 260-0013 千葉市中央区中央 3-11-11	043-227-3661
日本公証人連合会	〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 5 階	03-3502-8050

福祉サービスの利用援助について

名 称	所 在 地	電話番号
千葉県社会福祉協議会 千葉県後見支援センター	〒 260-8508 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内	043-204-6012 (FAX) 043-204-6013

テレフォンファックスサービスについて

名 称	内 容	電話・FAX
家庭裁判所家事手続案内	・申立ての手続きについての案内 ・申立書のファックス取り寄せサービス 等 (24 時間受付)	0570-031840 ※申立書取り寄せに関しては電話・ ファックス兼用電話にておこなう こと
法務省登記・供託インフォメーション サービス	・登記事項証明書の申請についての案内 ・申請書のファックス取り寄せサービス 等 (24 時間受付)	03-3519-4755 ※申請書取り寄せに関しては電話・ ファックス兼用電話にておこなう こと

千葉家庭裁判所の管轄区域一覧表

裁判所名	所在地（電話番号）	管轄区域
千葉家庭裁判所	〒 260-0013 千葉市中央区中央 4-11-27 (043-222-0165)	千葉市全区・習志野市・市原市・八千代市
千葉家庭裁判所 市川出張所	〒 272-8511 市川市鬼高 2-20-20 (047-336-3002)	市川市・船橋市・浦安市
千葉家庭裁判所 佐倉支部	〒 285-0038 佐倉市弥勒町 92 (043-484-1215)	佐倉市・成田市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・ 印旛郡
千葉家庭裁判所 一宮支部	〒 299-4397 長生郡一宮町一宮 2791 (0475-42-3531)	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡
千葉家庭裁判所 松戸支部 (家事係書記官室)	〒 271-8522 松戸市岩瀬無番地 (047-313-0153)	松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市
千葉家庭裁判所 木更津支部	〒 292-0832 木更津市新田 2-5-1 (0438-22-3774)	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
千葉家庭裁判所 館山支部	〒 294-0045 館山市北条 1073 (0470-22-2273)	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
千葉家庭裁判所 八日市場支部	〒 289-2144 匝瑳市八日市場イ 2760 (0479-72-1300)	匝瑳市・銚子市・旭市（佐原支部の管轄区域を除く）・東金市・ 山武郡・香取郡のうち多古町
千葉家庭裁判所 佐原支部	〒 287-0003 佐原市佐原イ 3375 (0478-52-3040)	香取市 旭市のうち…萬歳・萬歳総堀番外・萬歳番外・萬歳番外乙・萬 歳総堀乙・関戸・溝原・櫻井・舟戸・関戸下・神田・大久保・ 東和田・清和甲・清和乙・入野・入野番外・米込・南堀之内・ 長部・鎗木・萬力・萬力総堀番外甲・萬力総堀番外乙・秋田・ 秋田総堀番外・さくら台 香取郡のうち…神崎町・東庄町

千葉県内の公証役場一覧

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
千葉中央公証役場	260-0013	千葉市中央区中央 4-15-3 読売千葉ビル 4 階・5 階	043-224-1408	043-222-0503
千葉公証人合同役場	260-0013	千葉市中央区中央 3-11-11 ニュー豊田ビル 4 階	043-227-3661	043-227-3663
船橋公証役場	273-0011	船橋市湊町 2-5-1 アイカワビル 5 階	047-437-0058	047-437-0394
市川公証人合同役場	272-0021	市川市八幡 3-8-18 メゾン本八幡ビル 205	047-321-0665	047-321-0670
木更津公証役場	292-0057	木更津市東中央 3-5-2-102 第 2 三幸ビル 1 階	0438-22-2243	0438-22-2203
銚子公証役場	288-0044	銚子市西芝町 3-9 銚子駅前大樹ビル 2 階	0479-23-6071	0479-23-6061
松戸公証役場	271-0091	松戸市本町 11-5 明治安田生命松戸ビル 3 階	047-363-2091	047-369-2109
柏公証役場	277-0005	柏市柏 3-7-17-203 トーカン柏キャステール 2 階	04-7166-6262	04-7166-6373
成田公証役場	286-0033	成田市花崎町 814-56 カワイビル 3 階	0476-22-1035	0476-22-1073
館山公証役場	294-0047	館山市八幡 32-2	0470-22-5528	0470-22-5528
茂原公証役場	297-0026	茂原市茂原 640-10 地煲第 3 ビル 2 階	0475-22-5959	0475-22-5959

千葉地方法務局所在地一覧表

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本 局	〒 260-8518 千葉市中央区中央港 1-11-3	043-302-1317
市原出張所	〒 290-0062 市原市八幡 2384-56	0436-41-3241
東金出張所	〒 283-0063 東金市堀上 334-12	0475-52-2402
成田出張所	〒 286-0014 成田市郷部 1322 番地	0476-23-2313
佐 倉 支 局	〒 285-0811 佐倉市表町 1-20-11	043-484-1222
茂 原 支 局	〒 297-0078 茂原市高師台 1 丁目 5 番地 3	0475-24-2188
いすみ出張所	〒 298-0004 いすみ市大原 7400-55	0470-62-2283
松 戸 支 局	〒 271-8518 松戸市岩瀬 473-2	047-363-6278
柏 支 局	〒 277-0005 柏市柏 6-10-25	04-7167-3309
木更津支局	〒 292-0057 木更津市東中央 3 丁目 1 番 7 号	0438-22-2531
館 山 支 局	〒 294-0045 館山市北条 2169-1	0470-22-0620
匝 瑳 支 局	〒 289-2141 匝瑳市八日市場ハ 678-3	0479-72-0334
船 橋 支 局	〒 273-8558 船橋市海神町 2-284-1	047-431-3681
香 取 支 局	〒 287-0001 香取市佐原口 2122-40	0478-52-3391
市 川 支 局	〒 272-0805 市川市大野町 4-2156-1	047-339-7701

【参考様式 1】 成年後見制度利用支援ケース記録

成年後見制度利用支援 ケース記録		作成年月日	年 月 日	
		作成者	課 氏名	
申立て類型	後見 保佐 補助			
ふりがな	性別		生年月日	
氏名	男 ・ 女	M ・ T ・ S	年 月 日 (歳)	
住所	〒	TEL		
居所	〒	TEL		
本籍				
介護認定状況	☐ 受けていない ☐ 申請中 ☐ 要支援() ☐ 要介護度() (年 月 日認定)			
療育手帳(愛の手帳)	度			
精神障害者手帳	級			
現在の生活状況	☐ 自宅でひとりで生活している。 ☐ 家族が訪問するなどして、介護している。 ☐ 介護サービスを受けている。 ☐ 特に介護を受けていない ☐ 家族と同居している。 同居者氏名() 本人との関係() ☐ 施設に入所している。 施設名() 担当者 職 () 氏名() 住 所() TEL () ☐ 病院(医院)に入院している。 病院名() 担当者 職 () 氏名() 住 所() TEL ()			
日常生活	☐ 寝たきりである。 ☐ ほとんど横になっており、排泄、食事など全面的に介護を要する。 ☐ 寝起きはできるが、排泄・食事の世話を必要とする。 ☐ 身の回りのことは、ほぼ自分でできる。			
記憶の状況	自分の氏名 ☐ 答えられる ☐ 答えられない 自分の生年月日 ☐ 答えられる ☐ 答えられない 親族の氏名 ☐ 答えられる ☐ 一部答えられる ☐ 答えられない 最近の記憶 ☐ 出来事について、だいたい記憶している。 ☐ 少し時間がたつと、出来事を忘れている。 ☐ 1, 2分間前の出来事も覚えていない。 ☐ 記憶は全くできない。			
本人の心身に関する特記事項				

【参考様式 1】 成年後見制度利用支援ケース記録

財産状況			
住居	☐ 自地・自家	☐ 借地・借家	
年金	☐ ある（	千円/年）	☐ ない
預貯金	☐ ある（	千円）	☐ ない
借金	☐ ある（	千円）	☐ ない
かかりつけ医			
病院名（		主治医（	
住 所（		）	
TEL（		）	
後見人候補者（いる場合のみ）			
氏名		本人との関係（	
住所			
本人の略歴			
申立てに至った理由			
相談者			
☐ 本人・家族	☐ ケアマネジャー、ヘルパー等	☐ 民生委員	
☐ 施設職員	☐ その他（	）	

【参考様式2】戸籍調査について

第 号
平成 年 月 日

〇〇市（町村）長 様

〇〇市（町村）長

戸籍等関係書類の交付について（依頼）

老人福祉法第5条の4項1項（知的障害者福祉法第9条・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条）に基づき、下記に記す者の戸籍状況の把握が必要となったため、以下の書類を交付くださるようお願い申し上げます。

記

1. 必要とする者の氏名 〇 〇 〇 〇
 (昭和 年 月 日生)
2. 必要とする者の本籍 〇〇県〇〇市
3. 必要とする書類 戸籍謄本 1 通
 戸籍付票 1 通
 改正原戸籍謄本 1 通
 除籍謄本 1 通

【お問い合わせ先】

住所：

TEL：

担当：

【参考様式3】親族調査に関する書類

平成 第 年 月 日 号

○ ○ ○ ○ 様

〇〇市（町村）長

成年後見人選任に係る申立てについて（依頼）

拝啓 の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のことお喜び申し上げます。

また、平素より本市市制に対し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、突然の話で恐縮ですが、〇〇〇〇様の親族にあたります〇〇〇〇様におかれましては、判断能力の低下が認められる状態にあり、本人の身上監護の必要性から、成年後見制度に基づく後見人の選任が必要と認められます。

成年後見制度とは、判断能力の十分でない方を保護し支援するための制度で、家庭裁判所に対して後見開始の審判の申立てを行うことができる者は、本人、配偶者、四親等以内の親族とされております。

つきましては、該当いたします親族の皆様方に、〇〇〇〇様の保護と支援のため、家庭裁判所に後見等開始の審判の申立てについてご検討いただきたくお願い申し上げます。

なお、皆様のご意思を確認させていただくために、誠にお手数ではございますが、別紙回答書にてご返事をくださるようお願いいたします。

敬具

ご返事は、____月____日（ ）までに同封の回答書を返信用封筒により送付してください。

期限までに回答がない場合、〇〇市長が〇〇〇〇様についての成年後見開始の申立てを行うことについて、異議のないものとみなして、手続きを進めますので、ご了承ください。

成年後見制度に関するパンフレットと返信用封筒(切手貼付)を同封しています。

【お問い合わせ先】

住所：

TEL：

担当：

後見等の審判申立てについて（回答）

（あて先） ○ ○ 市（町村）長

私は、本人（ ）の（ ）です。

本人（ ）に係る成年後見制度に基づく後見・保佐・補助開始の申立てについて次のとおり回答します。

- ☐ 本人（ ）について、後見（保佐・補助）開始の審判開始の申立てをすることとし、私が申立て手続きを行います。
- ☐ 私が、本人の後見人になるつもりです。
- ☐ 私が、本人の後見人になるつもりはありません。

- ☐ 本人（ ）について、後見（保佐・補助）開始の審判開始の申立てをすることに同意しますが、私は申立て手続きをしません。

- ☐ 本人（ ）について、後見（保佐・補助）開始の審判開始の申立てをすることに同意しません。

平成 年 月 日

氏名 ⑨

住所（〒 — ）.....

連絡先（電話番号）.....

（携帯・昼間の連絡先）.....

【ご意見欄】

書ききれない場合は、裏面に記載してください。

【参考様式 4】非訟事件手続法第 28 条による上申書

第 号
平成 年 月 日

千葉家庭裁判所

御中

〇〇市（町村）長

上 申 書

後見開始の審判にかかる手続き費用について、非訟事件手続法第 28 条により、被後見人本人に下記申立費用の負担を命じていただくようお願いします。

記

1 申立対象者

住 所 千葉県〇〇市（町村）

氏 名 〇 〇 〇 〇

2 申立人 〇〇市（町村）長

3 申立費用 円

内訳；申立手数料 円

登記手数料 円

郵便切手 円

鑑定料 円

4 申立理由

本来手続き費用は、申立人負担が法定されているが、本後見開始申立において、市（町村）長が申立てを行ったのは、当市の市民である〇〇〇〇氏の身上監護の観点から、専ら本人の利益のために本市（町村）が申立事務を行ったもので、同条所定の「特別の事情」に該当するとして、本人に手続き費用の負担をお願いするものです。

【参考様式 5】 本人調査票

取扱注意

本人調査票			
調査日		調査員	
調査場所			
住所		連絡先	
氏名		担当者	
居所		電話	
【本人の状況】			
可	否	可	否
☐	☐	☐	☐
意思の疎通が可能か。		身の回りのことができるか。	
☐	☐	☐	☐
言語は明瞭か。		資産の管理ができるか。	
☐	☐	☐	☐
挙動は正常か。		その他	
☐	☐		
直近の食事内容を言えるか。			
【関係人の意見】			
【資産の状況】			
ある	ない		
☐	☐	年金はあるか。	()
☐	☐	不動産があるか。	()
☐	☐	動産があるか。	()
☐	☐	貯蓄はあるか。	()
☐	☐	有価証券はあるか。	()
☐	☐	他の収入はあるか。	()
☐	☐	現金を所有しているか。	()
☐	☐	借金などの負債はあるか。	()
☐	☐	その他	()

【成年後見制度】

【参考様式6】法定後見の審判請求に要した費用の求償

第 号

平成 年 月 日

〇〇〇〇 成年後見人 〇〇〇〇 様

〇〇市（町村）長

法定後見の審判の請求に要した費用の求償について（通知）

平成 年 月 日付け平成 年（家）第 号後見開始申立事件審判に基づき、本件手続きに要した費用について、下記のとおり求償します。

記

1 審判の請求

（1）氏 名 〇 〇 〇 〇

（2）住 所

（3）審判請求の類型

2 審判請求に要した費用（求償額）

（1）申立手数料 円

（2）登記手数料 円

（3）郵便切手代 円

（4）鑑定料 円

合 計 円

3 費用の納付について

同封の納入通知書により、納めてください。

納付期限 平成 年 月 日

【連絡先及び送付先】

住所：

TEL：

担当：

【モデル要綱 1】

〇〇市町村成年後見制度における市町村長申立てに関するモデル要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度について、判断能力が不十分な高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「高齢者等」という。）の生活の自立の援助と福祉の増進のために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定による、後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）開始等の審判の市町村長申立て（以下「市町村長申立て」という。）につき必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市町村長申立ての対象者（以下「本人」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、親族等による成年後見等開始等の審判の申立てが見込まれない高齢者等とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 本市町村に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市町村に住所等を記録又は登録している者
- イ 本市町村が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている者
- ウ 本市町村が法令の規定により援護を行なっている者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 配偶者及び2親等以内の親族がいない者
- イ 配偶者又は2親等以内の親族があっても、成年後見等に係る審判の申立てを拒否している者
- ウ 配偶者又は2親等以内の親族があっても、虐待、財産の侵害等の事実がある者
- エ 配偶者又は2親等以内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状態にある者
- オ 成年後見等に係る審判の申立てに急を要すると市町村長が判断する者

(申立ての種類)

第3条 市町村長申立ての種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (5) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (6) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判

(7) 民法第 876 条の 9 第 1 項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(調査及び決定)

第 4 条 市町村長は、市町村長申立てを行うに当たっては、次の各号に掲げる事項の調査を行い、申立ての適否及び申立ての種類を決定するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の生活状況及び健康状況
- (3) 本人の親族等の存否及び成年後見等に係る申立てを行う意思の有無
- (4) 本人の福祉の増進を図るために必要な事情

2 市町村長は、前項の調査を行うため、本人の診断書等必要な書類を徴取するものとする。

(申立ての手続き)

第 5 条 市町村長申立てに係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手続きは、本人に係る審判を直轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(申立てに係る費用負担)

第 6 条 市町村長は、家事審判法（昭和 22 年法律第 152 号）第 7 条において準用する非訟事件手続法（明治 31 年法律第 14 号）第 26 条の規定により、審判の申立てに要する費用を負担する。

(申立てに係る費用求償)

第 7 条 市町村長は、市町村長申立てに基づき審判が下され、成年後見人、補佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）が選任されたときは、審判に要した費用（鑑定費用を含む。）について、非訟事件手続法第 28 条の規定により、成年後見人等を通じ、本人の資産から当該費用の返還を求めることができる。ただし、本人が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく被保護者である者
- (2) 成年後見等開始等の審判に要する費用を負担することが困難であると市町村長が認めた者

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市町村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

【モデル要綱 2】

〇〇市町村成年後見制度利用支援事業実施モデル要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、市町村が支給する成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、老人福祉法（昭和33年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市町村長が後見、保佐又は補助（以下「成年後見等」という。）に係る審判の申立てを行った者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 本市町村に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市町村に住所等を記録又は登録している者
- イ 本市町村が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険者となっている者
- ウ 本市町村が法令の規定により援護を行なっている者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護者である者
- イ 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬を支払うことが困難であると市町村長が認めた者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、家庭裁判所が決める成年後見人等の報酬の金額の範囲内とし、施設入所又は長期入院している者については、月額〇〇〇〇円を、その他の者については月額〇〇〇〇円を上限とする。

(助成申請等)

第4条 助成金を申請できる者は、対象者又は対象者の成年後見人等（以下「申請者」という。）とする。

- 2 申請者は、助成金の支給を受けようとするときは、成年後見制度利用支援助成金支給申請書（別記様式第1号）により、市町村長に申請するものとする。
- 3 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して2か月以内とする。
- 4 第2項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公的年金等の源泉徴収票その他対象者の収入を証する書類
- (2) 収支状況報告書及び財産目録の写し
- (3) 報酬付与の審判決定書の写し

5 市町村長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査のうえ支給の可否及び助成金の額を決定し、申請者に対し成年後見制度利用支援助成金支給決定（却下）通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（助成金の請求等）

第5条 前条第5項の規定により助成金の支給の決定を受けた申請者は、成年後見制度利用支援助成金請求書（別記様式第3号）により、市町村長に請求するものとする。

2 助成金は、前項の請求に基づき、対象者名義の金融機関口座に振り込むものとする。

（成年後見人等の報告義務）

第6条 成年後見人等は対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市町村長に報告しなければならない。

（助成金の返還）

第7条 市町村長は、対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めた場合は、その助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市町村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成○年○月○日から施行する。

別記様式第1号
(第4条関係)

成年後見制度利用支援助成金支給申請書

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

申請者氏名

印

〇〇市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり申請します。

成年被後見人等	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日(歳)
	電話番号	
成年後見人等	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日(歳)
	電話番号	
成年後見等の類型	☐ 成年後見 ☐ 保佐 ☐ 補助	
助成申請額	円	
助成対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
添付書類	(1) 公的年金等の源泉徴収表、その他対象者の収入を証する書類 (2) 収支状況報告書及び財産目録の写し (3) 報酬付与の審判決定書の写し	
備 考		

別記様式第2号
(第4条関係)

成年後見制度利用支援助成金支給決定(却下)通知書

平成 年 月 日

様

〇〇市町村長

印

年 月 日付で申請のあった成年後見制度利用支援助成金の支給について、次のとおり決定しましたので、〇〇市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱第4条第5項の規定により通知します。

1 決定

成年被後見人等	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日(歳)
	電話番号	
成年後見人等	住 所	
	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日(歳)
	電話番号	
助成金支給決定額	円	
助成対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
備 考		

2 却下

理 由	
-----	--

(教示)

- 1 この処分についての異議の申立ては、この処分があったことを知った翌月から起算して60日以内に、〇〇市町村長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消を求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌月から起算して6箇月以内に、〇〇市町村を被告として提訴することができます。

別記様式第3号
(第5条関係)

成年後見制度利用支援助成金請求書

平成 年 月 日

〇〇市町村長 様

請求者 住所
氏名

印

年 月 日付で決定のあった成年後見制度利用支援助成金について、〇〇市町村成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	円
金融機関名	銀行 信用金庫 農協 店
口座種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

受付印		後見・保佐・補助 開始申立書	
収入印紙（申立費用） 円 収入印紙（登記費用） 円 予納郵便切手 円		（収入印紙欄） 後見（保佐）開始申立てのみは、８００円分 保佐（補助）開始申立て＋代理権付与のときは１６００円分 保佐（補助）開始申立て＋同意権付与＋代理権付与のときは２,４００円分 （補助開始のみの申立てではできません。） ㊤はった印紙に押印しないでください	
		準口頭	関連事件番号平成 年（家 ）第 号

千葉家庭裁判所 御中 支部・出張所 平成 年 月 日	申立人の 署名押印 又は記名押印	㊤
----------------------------------	------------------------	---

申立人	住所	〒 ー (方)		
	フリガナ			
	氏名	大正 昭和 平成 年 月 日生		
	平日の昼間、連絡の付きやすい電話番号 ☎ ()	☐ 携帯 ☐ 自宅 ☐ 勤務先 ⇒ 会社名() 【 裁判所名で電話しても ☐ 良い ☐ 差し支える 】		
	本人との関係	☐ 親 ☐ 子 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 配偶者 ☐ その他の親族（続柄） ☐ 本人 ☐ 市区町村長 ☐ その他（ ）		
本人	本籍	都道府県		
	住民票上の住所	〒 ー		
	実際に生活している所	☐ 申立人と同じ ☐ 住民票の住所と同じ ☐ 病院・施設等 〒 ー 病院や施設の場合は所在地、名称、電話番号を記載してください		
	病院・施設名（ ）	☎ ()		
	フリガナ 氏名	男・女 明治・大正 昭和・平成 年 月 日生		
後見人等候補者について		☐ 申立人が相当である。 ☐ 裁判所の選任する第三者を希望する。 ※ ☐ 下記の者が相当である。		
※の 成年 後見 人等 候補 者 の 場合 のみ 記入 してく ださい	住所	〒 ー		
	フリガナ			
	氏名	昭和 平成 年 月 日生		
	平日の昼間、連絡の付きやすい電話番号 ☎ ()	☐ 携帯 ☐ 自宅 ☐ 勤務先 ⇒ 会社名() 【 裁判所名で電話しても ☐ 良い ☐ 差し支える 】		
	本人との関係	親族 ☐ 親 ☐ 子 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 配偶者 ☐ その他の親族（続柄） 親族外 ☐ 弁護士 ☐ 法人 ☐ 司法書士 ☐ 社会福祉士 ☐ その他（ ）		

（注）太わくの中だけ記入してください。

【市町村長申立て用記載例】

医師が作成した「診断書（成年後見制度用）」の3項「判断能力判定についての意見」にチェックされている内容に応じて☑を付けてください。

「自己の財産を管理・処分することができない。」にチェックが付いている場合は「後見」

「自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。」にチェックが付いている場合は「保佐」

「自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。」にチェックが付いている場合は「補助」



該当する箇所に☑印を付けてください。

☒ 本人について後見を開始するとの審判を求める。

☐ 本人について保佐を開始するとの審判を求める。

☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。

☐ 本人は、民法第13条1項に規定されている行為の他に、下記の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く）をするにも、その保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。

記

☐ 本人について補助を開始するとの審判を求める。

☐ 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。

☐ 本人が別紙同意行為目録記載の行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）をするには、その補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。

申立
の
趣
旨

- 申立の動機（複数選択可）
- ☐ 預貯金等の払い戻し・解約のため
 - ☐ 保険金の請求・受領のため
 - ☐ 不動産処分のため
（☐売買 ☐賃貸借 ☐抵当権設定）
 - ☐ 裁判手続き等
（☐訴訟 ☐調停 ☐相続放棄
☐破産 ☐交通事故の示談など）
 - ☐ 遺産分割協議のため

- ☒ 施設入所又は福祉サービス契約のため
- ☒ 本人の財産管理のため
- ☐ 不要な売買契約等の被害防止のため
- ☐ その他

（上記動機の具体的内容）

本人は、アルツハイマー型認知症であり、高齢のため身体機能の低下も著しく、今後の生活に強い不安を持っている。

現在、介護サービスを受けて、在宅での生活をしているが、グループホームへの入所も検討されている。

多額の預金を所有しているが、管理する者がいない。

子はおらず、異母妹が一人いるが、交流は全くない。

本人の財産管理・身上監護のために後見人が必要であると思われるが、申立てを行う親族がいないため、住所所在地の市長による申立てを行うものである。

該当する項目すべてにチェックをしてください。

紙面が足りない場合は、別紙（A4サイズ）の用紙に追記してください。

申立書(2/2)

申 立 書 付 票

これは、申立書を補充するものです。申立書と一緒に提出してください。

あてはまる項目の□に☑印を入れ、空欄には実状を記入してください。

記入者（氏名_____）

1 この申立ての内容に関して、あなた以外の人も含めて、これまでに家庭裁判所に事件を申立てたことがありますか。

☐ ない

☐ ある ⇒ 平成_____年_____月頃に、_____家裁_____支部・出張所に申立

事件番号が分かれば ⇒ 平成_____年 □ 第_____号

事 件 名 が 分 か れ ば ⇒ _____事件

2 あなたがこの申立てをすることをご本人は知っていますか。

☐ 知っている

同意の有無（ ☐ 同意している ☐ 反対している ☐ 不明 ）

☐ 知らない

その理由（ ☐ 理解できる状態でないため ☐ 知らせていない ）

（ ☐ その他 _____ ）

3 ご本人の病歴等を簡単に記入してください。

(1) 病歴，（知的・精神）障害歴

_____歳頃に_____と診断される。

(2) 病院又は、施設等の入院歴

_____年_____月から（_____年_____月まで）_____に入院

(3) 婚姻歴 ☐ 無し ☐ 有り ⇒ （_____回）

(4) 子の人数_____人 （前婚までの子，非嫡出子，養子も含む）

4 候補者が，成年後見人・保佐人又は補助人に選任されることについて，ご本人はどう考えていますか。

☐ 賛成

☐ 反対

☐ 不明

☐ その他 ⇒ _____

5

同意書を提出していない親族

記入内容 ⇒

氏名 = ご本人の配偶者、親、子、兄弟姉妹など

続柄 = ご本人からみた関係

同意の意向 = 賛成○、反対×、不明△

氏 名		続 柄		年 齢		意 向	
住 所	〒()						
氏 名		続 柄		年 齢		意 向	
住 所	〒()						
氏 名		続 柄		年 齢		意 向	
住 所	〒()						
氏 名		続 柄		年 齢		意 向	
住 所	〒()						
氏 名		続 柄		年 齢		意 向	
住 所	〒()						

6

ご本人の現在の生活状況は、どのような状態ですか。

☐ 自宅で一人で生活している。

生活状況 ⇒

☐ 家族が訪問するなどして介護している。

☐ 介護サービスを受けている。

(☐要支援・☐要介護１・２・３・４・５)

☐ 特に介護を受けていない。

☐ その他()

☐ 自宅又は家族の住居で家族と一緒に生活している。

同居者名.....(本人との関係.....)

☐ 老人ホーム、病院、療養所などの施設に入所している。(年 月から)

施 設 名.....(担当者氏名.....)

(〒.....(.....))

7

ご本人の状態について

☐ 寝たきりである。 ☐ 全面的に介護を要する。

☐ 寝起きはできるが、排泄・食事・入浴などの世話を必要とする。

☐ 身の回りのことは、ほぼ自分でできる。

☐ その他()

8

次の認定を受けている場合は、記入してください。

☐ 療育手帳(または、愛の手帳) 障害程度()

☐ 精神障害者手帳 障害程度()

代理行為目録

必要な代理行為をチェックしてください。

内容については、本人の同意を踏まえた上で、最終的に、裁判所が決めます。

1 財産管理関係

(1) 不動産関係

- ☐ 不動産の購入，管理（家賃・地代等の受領を含む）及び処分
- ☐ 家賃・地代の支払
- ☐ 賃貸借契約の締結，変更及び解除

(2) 預貯金等金融関係

- ☐ 本人に帰属する預貯金に関する取引（預貯金の管理・振込依頼・払戻し・口座の開設・変更・解約等）
- ☐ その他の本人と金融機関との取引（貸金庫取引，証券取引，為替取引，信託取引）

(3) 保険に関する事項

- ☐ 保険金の請求及び受領
- ☐ 保険契約の締結，変更及び解除

(4) その他

- ☐ 年金，障害手当金及びその他の社会保障給付の受領
- ☐ 日用品の購入その他日常生活に関する取引
- ☐ 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入
- ☐ 負債の返済

2 相続関係

- ☐ 遺産分割又は相続の承認，放棄

3 身上監護関係

- ☐ 介護契約，福祉サービスの利用契約及び福祉関係施設への入所に関する契約の締結・変更・解除
- ☐ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除
- ☐ 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立

4 その他

- ☐ 公共料金の支払，社会保険料等の支払，税金の申告・納付
- ☐ 住民票，戸籍謄抄本，登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求
- ☐ 以上の各事項の処理に必要な費用の支払
- ☐ 以上の各事項に関連する一切の事項
- ☐
- ☐

同意行為目録

必要な行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）にチェックしてください。
内容については、本人の同意を踏まえた上で、最終的に、裁判所が決めます。

1 元本の領収又は利用

- ☐ (1) 預貯金の払戻し
- ☐ (2) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証

- ☐ (1) 金銭消費貸借契約の締結（貸付けについては1又は3にも当たる。）
- ☐ (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為

- ☐ (1) 本人所有の土地又は建物の売却
- ☐ (2) 本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- ☐ (3) 贈与又は寄附行為
- ☐ (4) 商品取引又は証券取引
- ☐ (5) 通信販売（インターネット取引を含む）又は訪問販売による契約の締結
- ☐ (6) クレジット契約の締結
- ☐ (7) 金銭の無利息貸付け
- ☐ (8) 1回あたり_____万円以上の支出
- ☐ (9)

☐ 4 訴訟行為

（相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。）

☐ 5 和解又は仲裁合意

☐ 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割

☐ 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認

☐ 8 新築、改築、増築又は大修繕

☐ 9 民法602条に定める期間を超える賃貸借

同意書

1 私の保佐人には、候補者氏名
〔 □ 第三者専門職 〕が選任されることに同意します。

2 保佐人が、私のために次のことをするに当たって、「保佐人に代理権を与える」
との審判を受けることに同意します。

- ☐ 申立書記載のとおり
- ☐ 別紙代理行為目録記載の行為
- ☐ その他

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

同意書

- 1 私に対して「補助開始の審判」を行うことについて同意します。
- 2 私の補助人には、

候補者氏名
□ 第三者専門職

が選任されることに同意します。
- 3 私が、次のことをするには、「補助人の同意を得なければならない」との審判を受けることに同意します。
- ☐ 申立書記載のとおり
- ☐ 別紙同意行為目録記載の行為
- ☐ その他
-
-
- 4 補助人が、私のために次のことをするに当たって、「補助人に代理権を与える」との審判を受けることに同意します。
- ☐ 申立書記載のとおり
- ☐ 別紙代理行為目録記載の行為
- ☐ その他
-
-
-

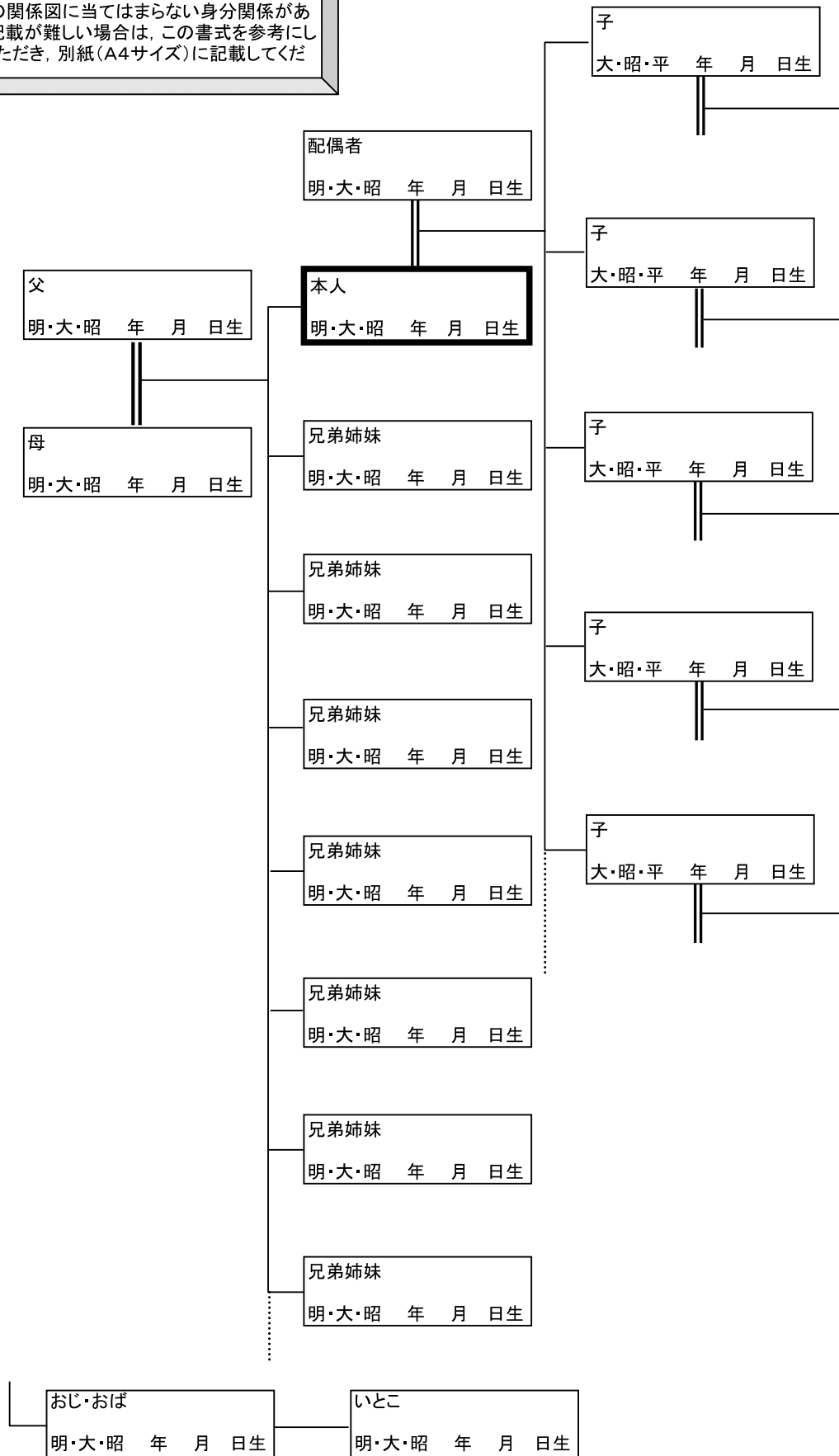
平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

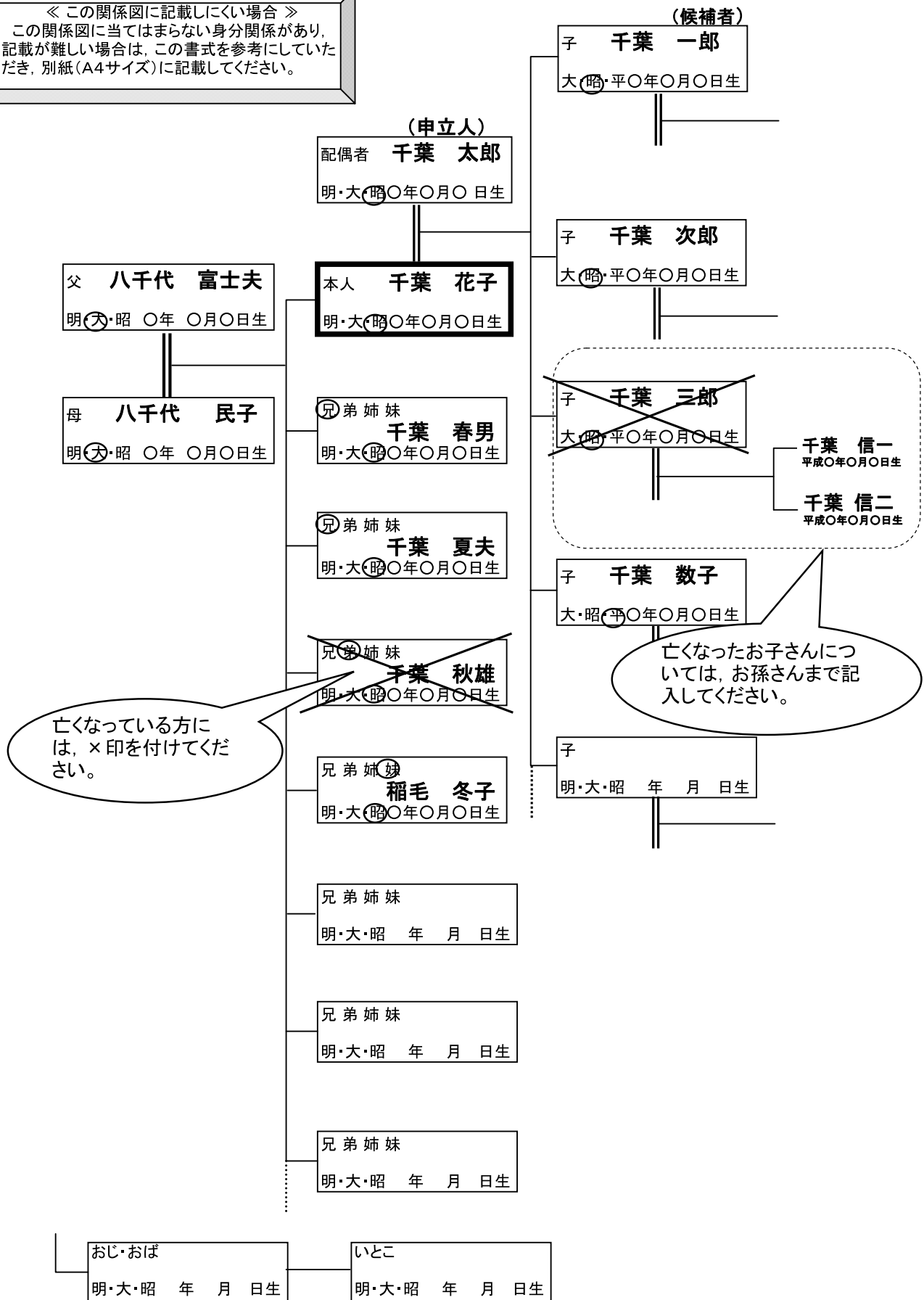
親族関係図

《 この関係図に記載しにくい場合 》
この関係図に当てはまらない身分関係があり、記載が難しい場合は、この書式を参考にし、ていただき、別紙(A4サイズ)に記載してください



親族関係図（記載例）

《 この関係図に記載しにくい場合 》
この関係図に当てはまらない身分関係があり、
記載が難しい場合は、この書式を参考にしてい
だき、別紙（A4サイズ）に記載してください。



同意書

- 1 私は、本人（ 氏 名 ）の（ 続 柄 ）です。
- 2 私は、千葉家庭裁判所 支部・出張所に申立中の後見（保佐・補助）開始事件について、次のことに同意します。（該当する事項に☑をつけ、必要事項を記入してください。）
- ☐ ① 本人（ 氏 名 ）について後見（保佐・補助）開始の審判をすること。
- ☐ ② 本人の成年後見人（保佐人・補助人）に、後見人（保佐人・補助人）候補者（ 候補者氏名 ）がなること。

平成 年 月 日

氏 名 _____ ㊞

住 所（〒 - ）_____

平日の日中連絡の取れる電話番号

☎ _____（ ）_____

【記載方法については、裏面をご覧ください。】

親族の同意書について

成年後見等事件については、申立て内容についての意見や、後見人（保佐人・補助人）として誰が適当かということについてご本人のご親族の意見を参考にして、家庭裁判所で後見人（保佐人・補助人）を選任します。

そこで、ご親族の皆様に異論がなく、本件手続に賛成の場合は、申立時にご親族の同意書をご準備いただきますと、家庭裁判所の手続が比較的速やかに進行します。

ご確認いただくご親族の範囲は、もしご本人が亡くなった場合に、相続人となられる方々です。

例えば、ご本人に配偶者とお子さんがいらっしゃる場合は、配偶者とお子さんたち全員です。

お子さんがなく、配偶者及びご両親がいらっしゃる場合は、配偶者のご両親です。

お子さんもご両親もなく、配偶者のご兄弟がいらっしゃる場合は、配偶者のご兄弟がその範囲となります。

同意書の記載方法

同意書本文中の

「本人」とは、「援助を必要とされている方」のことです。

「成年後見人（保佐人・補助人）」とは、「後見事務等を行う人」のことです。

【 記 載 事 例 】

ご本人の二男である千葉次郎さんが、ご本人千葉花子さんの後見人（保佐人・補助人）として候補者であるご長男の千葉一郎さんが適当と思われる場合は、以下のような記載になります。

同 意 書
1 私は、本人（ <u>千葉 花子</u> ）の（ <u>二 男</u> ）です。
2 私は、千葉家庭裁判所 <u> </u> 支部に申立中の後見（保佐・補助）開始事件について、次のことに同意します。（該当する事項に☑をつけ、必要事項を記入してください。）
☒ ① 本人（ <u>千葉 花子</u> ）について後見（保佐・補助）開始の審判をすること。
☒ ② 本人の成年後見人（保佐人・補助人）に、後見人（保佐人・補助人）候補者（ <u>千葉 一郎</u> ）がなること。
平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日
氏 名 <u>千葉 次郎</u> ㊞
住 所（〒○○○ - ○○○○） <u>千葉市中央区中央○丁目○番地○</u>
平日の日中連絡の取れる電話番号
☎ <u>090 (○○○○) 1234</u>

第1項 本人の名前と本人との身分関係（父母、兄弟姉妹、伯父伯母など）

第2項 ①に本人の名前、②に後見人（保佐人・補助人）候補者のお名前を記入してください。

末 尾 記入年月日、署名と押印、住所、日中の連絡先をお書きください。

※ 同意されていない場合は、同意書の提出は不要です。

※ 申立人、後見人候補者の方は、親族であっても同意書の提出は不要です。

後見人等候補者事情説明書

(後見開始, 保佐開始, 補助開始)

※ この書面は、必ず後見人等候補者自身が作成してください（あてはまる項目の□に☑印を入れ、空欄には実状を記入してください）。

記入年月日：平成 年 月 日

記入者（候補者）氏名： 印

1 あなたの氏名，連絡先等について

(1) ☐ 候補者は申立人である。

※ ☑をした場合は、(2)の記載は省略して構いません。

(2) 住所： (〒 -)

平日の日中につながりやすい電話番号： ()

☐ 携帯

☐ 自宅

☐ 勤務先 ⇒ 職 業 () 会社名 ()

裁判所から連絡を取らせていただく際、裁判所名を名乗って良いですか。

☐ よい

☐ 差し支える

2 候補者は次のいずれかの事由に該当しますか。

☐ 家庭裁判所で成年後見人・保佐人・補助人を解任された者

☐ 破産者で復権していない者

☐ 本人に対して訴訟をしたことがある者、その配偶者又は親子である者

☐ いずれにも該当しない。

3 身上・経歴等

(1) 候補者の家族を記入してください。

氏 名	年齢	続柄	職業（勤務先，学校名）	同居・別居

(2) 候補者の経歴（学歴，職歴，結婚，等）を記入してください。

年月日	最終学歴・主な経歴	備 考
・ ・	最終学歴（ ）を卒業	
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		

(3) 候補者の健康状態について記入してください。

☐ 良好である。

☐ あまり良好ではない。⇒

具体的内容

(4) 候補者の経済状態について記入してください。

① 収入：☐月収 ☐年収 約 万円

内訳：給与等 月額 万円

年金等 月額 万円

その他の収入（内容： ） 月額 万円

※収入がない場合

生活費を負担している人の氏名 (続柄)

負担している人の月収 約 万円

② 資産：不動産 ☐有（内容： ）

☐無

預貯金（株式、国債等を含む。） 合計約 万円

③ 負債

借入先	借入目的	負債額
		万円
		万円

④ あなたが本人のために立て替えて支払ったものがあれば、その額及び内容並びに、その返済を求める意思があるか否かについて記入してください。

金 額	内 容	返済を求める意思	資料の有無
円		☐ 求める ☐ 求めない	☐ 有 ☐ 無
円		☐ 求める ☐ 求めない	☐ 有 ☐ 無

4 今後の方針、計画を具体的に記載してください。

(1) 療養看護の方針や計画について（今後の生活の拠点、必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話等）

.....

(2) 財産管理の方針や計画について（大きな収支の変動、多額の入金の予定があれば、その管理方針等についても記載してください）。

※ 未分割の遺産がある場合は、申立書式中の「被相続人（ ）の遺産目録」に、その遺産についての詳細を必ず記載してください。

.....

本人収支予定表(年額)

1 収入

種 別	支給者の氏名・名称等	金 額	保管の方法
厚生年金	年金番号 ー	年 円	
国民年金	年金番号 ー	年 円	
その他の年金	年金番号 ー	年 円	
給与収入		年 円	
賃料		年 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
収入合計（年額）		円 ← (A)	

2 支出

種 別	支 払 先	金 額	備 考
医療費		年 円	
日常生活費		年 円	
税金		年 円	
住居費		年 円	
保険料		年 円	
健康保険料		年 円	
介護保険料		年 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
支出合計（年額）		円 ← (B)	

収入 (A) — 支出 (B) = 円

本人収支予定表(年額) (記載例)

1 収入

種 別	支給者の氏名・名称等	金 額	保管の方法
厚生年金	年金番号〇〇〇〇-〇〇〇〇	年 1,500,000 円	番号2の口座に入金
国民年金	年金番号 ー	年 円	
その他の年金	年金番号 ー	年 円	
給与収入		年 円	
賃料	〇〇〇〇	年 960,000 円	
高額医療費返還		年 360,152 円	番号2の口座に入金
		年 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
収入合計 (年額)		2,820,152 円 ← (A)	

2 支出

種 別	支 払 先	金 額	備 考
医療費	〇〇病院入院費	年 1,200,000 円	
日常生活費		年 1,200,248 円	
税金	固定資産税	年 120,000 円	
住居費		年 円	
保険料	〇〇生命	年 48,000 円	
健康保険料		年 24,000 円	
介護保険料		年 36,000 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
		年 円	
支出合計 (年額)		2,628,248 円 ← (B)	

収入 (A) - 支出 (B) =	191,904 円
-------------------	-----------

様式2

1 資産

財 産 目 録

平成

年 第

号

(現金, 預貯金)

番号	種別	金融機関名(支店名) 口座番号	申 立 時 (前 回 報 告 時) 残 高	年 月 末 日 現 在 (又 は 初 回 報 告 時) 残 高	年 月 末 日 現 在 残 高	年 月 末 日 現 在 残 高	備考
1	現 金						(資料No.)
2	普通・定期						(資料No.)
3	普通・定期						(資料No.)
4	普通・定期						(資料No.)
5	普通・定期						(資料No.)
合計額							

(国債, 債券, 株式, 投資信託, 生命保険, 各種金融資産など)

番号	区分	会社名, 商品名など (証券番号・数量など)	申 立 時 金 額 ・ 評 価 額	その後の変動	備考
1		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		H 年 月に □売却 □解約	(資料No.)
2		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		H 年 月に □売却 □解約	(資料No.)
3		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		H 年 月に □売却 □解約	(資料No.)
4		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		H 年 月に □売却 □解約	(資料No.)
5		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		H 年 月に □売却 □解約	(資料No.)

(不動産)

番号	区分	所在地・種類・面積	申 立 時 評 価 額	その後の変動	備考
1	土地・建物			H 年 月に □売却 □賃貸	(資料No.)
2	土地・建物			H 年 月に □売却 □賃貸	(資料No.)
3	土地・建物			H 年 月に □売却 □賃貸	(資料No.)
4	土地・建物			H 年 月に □売却 □賃貸	(資料No.)
5	土地・建物			H 年 月に □売却 □賃貸	(資料No.)

2 負債

番号	種別	借入先	申 立 時 残 債 務 額	年 月 末 日 現 在 残 高	年 月 末 日 現 在 残 高	年 月 末 日 現 在 残 高	備考
1							(資料No.)
2							(資料No.)
負債総額							

*添付書類が必要です。「提出書類一覧」を参照してください。

*これは今後も使用します。必ずコピーをあなたの手元に残しておいてください。

(記載例) 財 産 目 録

様式2

1 資産 (現金, 預貯金)

平成 24 年(家)第 20000 号

番号	種別	機関名(支店名) 口座番号	申 立 時 (前 回 報 告 時)	年 月 末 日 (又は初回報告時) 残 高	年 月 末 日 現在残高	年 月 末 日 現在残高	備 考
1	現 金		52,000				保管者 ○○○○ (資料No.)
2	普通・定期	〇〇銀行□□支店 123456	1,824,000				保管者 ○○○○ (資料No. 1)
3	普通・定期	2と同じ	1,000,000				保管者 同 上 (資料No. 2)
4	普通・定期	〇〇信用金庫本店 123456	687,000				保管者 ○○○○ (資料No. 3)
5	普通・定期	申立時の残高等は「申立時～」 欄に記入してください。					(資料No.)
合計額			3,563,000				

(国債, 債券, 株式, 投資信託, 生命保険, 各種金融資産など)

番号	区分	会社名, 商品名など (証券番号・数量など)	申 立 時 金額・評価額	その後の変動	備 考
1	国債	□詳細は別紙取引残高報告書のとおり	1,000,000	H 年 月に □売却 □解約	(資料No. 4)
2	株式	〇〇株式会社 1,000株 ☑詳細は別紙取引残高報告書のとおり	1,636,000	H 年 月に □売却 □解約	(資料No. 5)
3	生保	〇〇生命 □詳細は別紙取引残高報告書のとおり	5,000,000	H 年 月に □売却 □解約	(資料No. 6)
4		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		H 年 月に □売却 □解約	(資料No.)
5		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		H 年 月に □売却 □解約	(資料No.)

(不動産)

番号	区分	所在地・種類・面積	申 立 時 評 価 額	その後の変動	備 考
1	土地・建物	千葉県若葉区92 宅地 120.33㎡	1,000,000	H 年 月に □売却 □賃貸	(資料No. 7)
2	土地・建物	千葉県緑区92 居宅 2階建て	5,000,000	H 年 月に □売却 □賃貸	(資料No. 8)
3	土地・建物			H 年 月に □売却 □賃貸	(資料No.)
4	土地・建物			H 年 月に □売却 □賃貸	(資料No.)
5	土地・建物			H 年 月に □売却 □賃貸	(資料No.)

2 負債

番号	種別	借入先	申 立 時 残債務額	年 月 末 日 現在残高	年 月 末 日 現在残高	年 月 末 日 現在残高	備 考
1	住宅 ローン	〇〇銀行	8,765,000				(資料No. 9)
2							(資料No.)
負債総額			8,765,000				

*添付書類が必要です。「提出書類一覧」を参照してください。

*これは今後も使用します。必ずコピーをあなたの手元に残しておいてください。

(現金, 預貯金)

↓ 申立時はここに記入

番号	種別	機関名(支店名)	申立時 残高	年 月 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末
		口座番号		日現在残高	日現在残高	日現在残高	日現在残高
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
合計額							

様式2
1 資産

被相続人(氏 名)の遺産目録

平成 年 第 号

(現金, 預貯金)

番号	種別	金融機関名(支店名) 口座番号	申 立 時 (前 回 報 告 時) 残 高	備 考
1	現金			(資料)
2	普通・定期			(資料)
3	普通・定期			(資料)
4	普通・定期			(資料)
5	普通・定期			(資料)
合計額				

(国債, 債券, 株式, 投資信託, 生命保険, 各種金融資産など)

番号	区分	会社名, 商品名など (証券番号・数量など)	申 立 時 金額・評価額	備 考
1		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		(資料)
2		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		(資料)
3		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		(資料)
4		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		(資料)
5		□詳細は別紙取引残高報告書のとおり		(資料)

(不動産)

番号	区分	所在地・種類・面積	申 立 時 評価額	備 考
1	土地・建物			(資料)
2	土地・建物			(資料)
3	土地・建物			(資料)
4	土地・建物			(資料)
5	土地・建物			(資料)

2 負債

番号	種別	借入先	申 立 時 残 債 務 額	備 考
1				(資料)
2				(資料)
負債総額				

*これは今後も使用します。必ずコピーをあなたの手元に残しておいてください。

(記載例)

様式2

1 資産

被相続人(〇〇〇〇)の遺産目録

平成 24年(家)第 20000 号

(現金, 預貯金)

番号	種別	機関名(支店名) 口座番号	申立時 (前回報告時)	備考
1	現金		152,000	保管者〇〇〇〇 (資料)
2	普通定期	〇〇銀行〇〇支店 123456	1,824,000	保管者〇〇〇〇 (資料 A)
3	普通定期	2と同じ	2,000,000	保管者〇〇〇〇 (資料 B)
4	普通定期	〇〇信用金庫本店 123456	687,000	保管者〇〇〇〇 (資料 C)
5				(資料)
合計額			4,663,000	

申立時の残高等は「申立時～」欄に記入してください。

本人の財産資料と区別するため、遺産に関する資料には、アルファベット順に「A B C・・・」と記号を付けてください。

(国債, 債券, 株式, 投資信託, 生命保険, 各種金融資産など)

番号	区分	会社名, 商品名など (証券番号・数量など)	申立時 金額・評価額	備考
1	国債	☐ 詳細は別紙取引残高報告書のとおり	1,000,000	(資料 D)
2	株式	〇〇株式会社 1,000株 ☒ 詳細は別紙取引残高報告書のとおり	1,636,000	(資料 E)
3	生保	〇〇生命 ☐ 詳細は別紙取引残高報告書のとおり	5,000,000	(資料 F)
4		☐ 詳細は別紙取引残高報告書のとおり		(資料)
5		☐ 詳細は別紙取引残高報告書のとおり		(資料)

(不動産)

番号	区分	所在地・種類・面積	申立時 価 値	備考
1	土地・建物	千葉県若葉区92 宅地 120.33㎡	10,000,000	(資料 G)
2	土地・建物	千葉県緑区33 居宅 2階建て	5,000,000	(資料 H)
3	土地・建物			(資料)
4	土地・建物			(資料)
5	土地・建物			(資料)

2 負債

番号	種別	借入先	申立時 残 債 務 額	備考
1	住宅ローン	〇〇銀行	5,430,000	(資料 I)
2	カードローン	△△(株)	258,000	(資料 J)
負債総額			5,688,000	

*これは今後も使用します。必ずコピーをあなたの手元に残しておいてください

(現金, 預貯金)

↓ 申立時はここに記入

番号	種別	機関名(支店名) 口座番号	申立時 残高	年 月 末 日 現在残高	年 月 末 日 現在残高	年 月 末 日 現在残高	年 月 末 日 現在残高
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
合計額							

診 断 書 (成年後見制度用)

1 氏名		男・女	
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年 月 日生	(歳)
住所			
2 医学的診断 診断名			
所見 (現病歴, 現症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往歴・合併症など)			
3 判断能力についての意見 (下記のいずれかにチェックし, (意見) 欄に記載する。)			
☐ 自己の財産を管理・処分することができない。			
☐ 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である。			
☐ 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある。			
☐ 自己の財産を単独で管理・処分することができる。			
(意見)			
意見の根拠 (説明・検査所見)			
・ 意識・疎通性			
☐ 意思の疎通ができない状態が継続している (「眼を開け」「手を握れ」などの簡単な命令には応ずることもあるが, それ以上の意思の疎通が不可能である場合も含む。)			
☐			
・ 記憶力			
☐ 自己の年齢 (☐ 回答できない ☐ 回答できる)			
☐			
・ 見当識			
☐ 日時 (☐ 回答できない ☐ 回答できる)			
☐ 場所 (☐ 回答できない ☐ 回答できる)			
☐			
・ 計算力			
☐ 計算は全くできない。			
☐			
・ 理解・判断力			
☐ 理解は不能である。			
☐			
・ 知能検査, 心理学的検査			
☐ HDS-R 点 ☐ その他の検査 ()			
備考 (本人以外の情報提供者など)			

平成 年 月 日 以上のとおり診断します。

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名 _____ 印

診断書付票（成年後見制度用）

1 ご本人の状態が、次のような状態であれば、印をつけてください。

- 言葉・筆談等で他者とコミュニケーションがとれないか、あるいはとれるように見えても意味が通じない又は通じないことが多い（痛みを訴えたり、物を取ってほしい等の簡単な意思表示はできるが、それ以上のやりとりはできない場合も含む。）。

2 鑑定をお引き受けいただくことは可能でしょうか。

- ☐ 引き受ける。
☐ 引き受けることはできない。
☐ 植物状態・植物状態に準ずるため鑑定するまでもない。
☐ 先天的重度・最重度精神遅滞のため、鑑定するまでもない。
☐ その他（ ）
☐ 引き受けることはできないが、以下の医師を紹介する。
 氏名 病院名
 住所 電話番号

3 鑑定をお引き受けいただける場合、鑑定の実施に必要な金額にチェックをしてください。

- ☐ 5千円 ☐ 1万円 ☐ 2万円 ☐ 3万円 ☐ 5万円
☐ [] 万円を必要とする（以下に、その金額を必要とする理由やご事情等
 があればお書きください。）。

$$\left[\begin{array}{c} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right]$$

4 裁判所から連絡する場合の、ご連絡先、ご都合のよい曜日や時間帯を下記にお書きください。

連絡先
勤務されている曜日
ご都合のよい時間帯
※その他、ご連絡方法に関して注意事項があればお書きください。

担当医師氏名

印

主治医の方へ

1 診断書について

後見、保佐及び補助開始の申立てにあたっては、ご本人の**診断書**の提出が必要です。千葉家庭裁判所では、**精神状態や検査内容に関する項目を列記したわかりやすい診断書**を用意しましたので、これをご活用ください。

2 鑑定書について

また、家庭裁判所は、後見又は保佐の申立てがされた場合に、**鑑定**を実施することがあります。鑑定人となる方については、**精神科以外の医師の方**にお願いする場合があります。

精神鑑定については、平成12年4月1日の「**新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引**」により、鑑定書が作成されることが一般的ですが、事案によって適宜記載を省略しても良いと考えられる欄ないし項目を整理した「**成年後見制度における鑑定書式《要点式》**」も合わせてご活用ください。以上については、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) の「裁判手続の案内」の「裁判所が扱う事件・家事事件」の「成年後見制度における鑑定書・診断書作成の手引」欄に掲載されています。

3 診断書付票について

裁判所では、ご本人の状況によっては、鑑定を行わず手続を進めることができることとなっており、また、やむをえず、ご本人の意向調査が行えない例もあります。

そのため、該当する事項があれば、付票の項目にチェック印をつけていただくようお願いします。

資料のコピーの取り方

1 通帳のコピーを取るときは、次の部分をコピーしてください。

- ① 表紙
- ② 表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号、取扱支店名などの記載部分）
- ③ 記帳部分は提出日のなるべく直前に記帳していただき、記帳されている全部のページが必要です（2回目以降は前回報告時以降から）
- ④ 定期預金があるときは、その見開きページ

※通帳や領収書など、コピーしたものをそのサイズに切り取らないでください。

3 cm

(空白)

総合口座通帳

001 1234567 □□□□ 様



あいうえ銀行

A 4のコピー用紙で提出してください。

10-10-10	国民年金		28,583	¥
10-10-10	厚生年金		231,000	¥
10-10-10	電気料	3,000		¥

- 2 用紙はA 4判（今お読みいただいている用紙のサイズです）縦でコピーしてください。
どうしても入りきらない場合は、A 3判をお願いします。
書類は「横書き、左とじ」でとじていますので、左側に3 cm程度の余白（とじしろ）ができるようコピーしてください。
- 3 保険証券など裏表両面に記載があるものは、両面ともコピーしてください。
- 4 複数の領収書やレシートを1枚の用紙にコピーするときは、支払の種類ごとにまとめてください。

成年（後見・保佐・補助）開始の申立てをされる方へ

－受理時面接のお知らせ－

千葉家庭裁判所

千葉家庭裁判所（本庁のみ）では、迅速に処理するために、書類を持参して申し立てた方に受理時面接を実施しています。申立て日が決まりましたら、家事書記官室後見係にご連絡ください。

なお、すでに他の申立ての予定が入っている場合には、他の日時をお願いすることがありますので、あらかじめ来庁できる日を複数選び、ご連絡ください。

申立て当日は、受付時の書類審査に30分、受理時面接に1時間程度を予定していますので、お含みおきください。

【申立て予定日メモ】

申立て予定日	来庁時間
月 日（曜日）	時 分

連絡先 千葉家庭裁判所 家事書記官室後見係

電話 043-222-0165（代表） 内線6480, 6482
6483

ご連絡等は、平日の午前9時から午後5時までの間にお願いします。

上記受理時面接は、千葉家庭裁判所本庁のみの取扱いですのでご注意ください。支部や出張所、他の裁判所の取扱いについては、お手数ですが、申立てをする裁判所に直接お問合せください。

郵送による申立てもできますが、その場合には受付後に面接期日を指定して、おいでいただいております。

成年後見制度における診断書作成の手引

最高裁判所事務総局家庭局

はじめに

この手引は、成年後見制度において診断書を作成する際に参考としていただくために、制度の概要を説明するとともに、成年後見制度における診断の位置付け、診断書書式、診断書記載ガイドライン及び診断書記載例の内容、診断の手續について説明したものです。

ここに示した書式等は、成年後見事件の補助及び任意後見の手續において判断資料として用いられる診断書として必要かつ十分なものとしてのモデルとして作成されたものです。新しい成年後見制度においては、使いやすい制度として作られている補助及び任意後見の利用者が多くなることが予想されていますが、これらの手續では、診断書を判断資料とすることが原則となることから、円滑な審理を進め利用者の便宜に資するために、判断資料として用いられる診断書の書式を作成したものです。成年後見制度における診断の位置づけを踏まえて、この書式等を参考に、事案に応じた適切な診断書が作成されるようにしていただきたいと考えています。

なお、この診断書の書式については、今後の実務の動向を注視しながら、必要に応じて修正を加えていきたいと考えています。

平成 12 年 1 月

最高裁判所事務総局家庭局

標題を「新しい成年後見制度における診断書作成の手引」から「成年後見制度における診断書作成の手引」に改めるとともに、本文についても若干の表記上の修正を行った（平成 18 年 5 月）。

本文の記述の一部を、最近の家庭裁判所実務の実情に即したものに改めた（平成 23 年 6 月）。

成年後見制度における診断書作成の手引

第 1 成年後見制度の概要

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力が不十分な者について、契約の締結等を代わって行う代理人など本人を援助する者を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの者を保護する制度です。

2 平成 12 年の制度改正前の成年後見制度（旧制度）

平成 12 年の制度改正前の成年後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて、禁治産と準禁治産の 2 つの類型が設けられていました。禁治産は、心神喪失の常況にある者（自己の財産を管理・処分することができない程度に判断能力が欠けている者）を、準禁治産は、心神耗弱者（自己の財産を管理、処分するには常に援助が必要である程度の判断能力しか有しない者）を対象とし、それぞれの判断能力の程度に応じて保護の内容が法律（民法）で定められていました。しかし、この制度は、判断能力の不十分さが心神耗弱に至らない比較的軽度な者を対象としておらず、また、制度が硬直的であるなど、いろいろな点で利用しにくいとの指摘がありました。さらに、制度の運用についても、時間や費用の面で当事者に少なくない負担がかかっているとの指摘がありました。

3 現行の成年後見制度

現行の成年後見制度は、旧制度に対する指摘を踏まえて、本人の状況に応じた弾力的で利用しやすい制度を提供するもので、平成 12 年 4 月 1 日から施行されました。この成年後見制度には、旧制度の禁治産、準禁治産の制度を改めた「法定後見」（民法で定められます。）と、新しく作られた「任意後見」（任意後見契約に関する法律で定められます。）があります。

法定後見は、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の 3 つの類型があり、精神上の障害により本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所が、法律の定めに従って、本人を援助する者（成年後見人等）を選任し、この者に本人を代理するなどの権限を与えることにより本人を保護するものです。判断能力の不十分さが最も重度な者を対象とするのが後見で、次いで保佐、そして補助になります。旧制度のうち禁治産が現行の制度の後见到、準禁治産が現行の制度の保佐に相当します。補助は、新しく設けられた類型で、判断能力が不十分ではありますが、

その状態が後見や保佐の対象となる程度には至っていない者を対象とします。

任意後見は、本人の判断能力が不十分な状態になった場合に、本人があらかじめ締結した契約（任意後見契約）に従って本人を保護するものです。任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者や、その権限の内容が定められます。

なお、成年後見制度は、認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等精神上の障害により判断能力が不十分な者を対象とします。すなわち、身体機能に障害があるため一人では十分に財産上の行為を行うことができなくても、判断能力が十分ある者は、対象者から除かれます。

4 後見の概要

後見の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」（民法 7 条）です。これは、自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者、すなわち、日常的に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の者です。後見が開始されると、成年後見人が選任され、成年後見人は、本人の行為全般について、本人を代理することができ、本人がした行為を取り消すことができます^(注1)。

（注1） 後見においては、本人がした行為は取り消すことができますが、日用品の購入等日常生活に関する行為については取り消すことができないとされています（民法 9 条）。しかし、このことは、後見の対象者には日常生活に関する行為をする能力があることを前提としたものではありません。すなわち、後見の対象者は、前記のとおり、日常的に必要な買い物も自分ではできない程度の者ですが、本人の自己決定の尊重及びノーマライゼーション（障害のある人も家庭や地域で通常の生活ができるような社会を作るという理念）から、法律はそこまで介入せず、日常生活に関する行為については取り消し得ないとしたものです。

5 保佐の概要

保佐の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者」（民法 11 条）です。これは、判断能力が著しく不十分で、自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要な程度の者、すなわち、日常的に必要な買い物程度は単独でできますが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできないという程度の判断能力の者のことです。ただし、自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者は、保佐ではなく、後見の対象者となります。

保佐が開始されると、保佐人が選任され、本人が行う重要な財産行為については、保佐人の同意を要することとされ、本人又は保佐人は、本人が保佐人の同意を得ないで行った重要な財産行為を取り消すことができます^(注2)。また、必要があれば、家庭裁判所は、保佐人に本人を代理する権限を与えることができます。

(注2) 保佐人に同意権・取消権が与えられる重要な財産行為とは、①元本を領収し又は利用すること、②金銭を借り入れたり保証をすること、③不動産又は重要な動産（自動車等）の売買等をする事、④訴訟行為をすること、⑤贈与、和解又は仲裁合意をすること、⑥相続の承認若しくは放棄又は遺産分割をすること、⑦贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること、⑧新築、改築、増築又は大修繕をすること、⑨建物については3年、土地については5年を超える期間の賃貸借をすることです（民法13条1項）。したがって、これらのすべてについて自分ではできず、常に援助が必要であるという程度の判断能力の者が保佐の対象者とみることができます。その代表的なものは、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等ですから、これらについて常に援助が必要かどうか、保佐に該当するか、あるいは保佐に至らない程度であるかを判断する指標とすることができるでしょう。

6 補助の概要

補助の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者」（民法15条1項）です。これは、判断能力が不十分で、自己の財産を管理、処分するには援助が必要な場合があるという程度の者、すなわち、重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危うがあるので、本人の利益のためには誰かに代わってやってもらった方がよい程度の者をいいます。ただし、自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要な程度に判断能力が著しく不十分な者は保佐の対象者に、自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者は後見の対象者になるので、補助の対象とはなりません。

補助が開始されると、補助人が選任され、補助人に本人を代理する権限や、本人が取引等をするについて同意をする権限が与えられます。代理権や同意権の範囲・内容は、家庭裁判所が個々の事案において必要性を判断した上で決定します。補助人に同意権が与えられた場合には、本人又は補助人は、本人が補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことができます。

補助を開始するに当たっては、本人の申立て又は同意が必要とされています。補助の対象者は、後見及び保佐の対象者と比べると、不十分ながらも一定の判断能力を有しているので、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が補助開始を申し立てること又は本人が補助開始に同意していることを必要としたものです。この本人の同意は、家庭裁判所が確認するものです。これに対し、後見及び保佐においては、これらを開始するに当たり、本人の同意は要件とされていません。

7 任意後見の概要

任意後見は、本人に判断能力があるうちに、将来精神上の障害により判断能力が低下した場合に備えて、本人が任意後見人となるべき者及びその権限の内容をあら

はじめ公正証書によって契約しておき、本人の判断能力が低下した場合に、関係者からの申立てにより家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任し、契約の効力を生じさせることにより本人を保護するというものです。家庭裁判所が任意後見契約の効力を生じさせることができるのは、本人の判断能力が、法定後見でいえば、少なくとも補助に該当する程度以上に不十分な場合です。任意後見人には、契約で定められた代理権のみが与えられます。

任意後見においても、本人の自己決定を尊重する観点から、契約の効力を生じさせるに当たって、本人の申立て又は同意が必要とされており、家庭裁判所がこの本人の同意を確認することになります。

8 裁判所による監督

後見、保佐又は補助が開始された場合、家庭裁判所は、後見人、保佐人又は補助人に対し、その事務について報告を求めたり、本人の財産の状況を調査することができるほか、その事務について必要な処分を命じることや、後見監督人等を選任して監督に当たらせることができます。また、後見人等が不正行為をするなど、その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は後見人等を解任することができます。

任意後見では、家庭裁判所は、家庭裁判所が選任した任意後見監督人を通じて任意後見人の事務を監督することになりますが、後見等の場合と同様に、任意後見人にその任務に適しない事由があるときは、任意後見人を解任することができます。

こうした監督を通じて、後見等の事務が適正に行われることが担保されています。

第2 診断書作成上の留意事項

1 成年後見制度における診断と鑑定

家庭裁判所は、後見及び保佐開始の審判をするには、本人の精神の状況について医師その他適当な者に鑑定をさせなければならないが、診断書の記載等から明らかに鑑定の必要はないと認めるときはこの限りではないとされています^(注3)。一方、補助及び任意後見については、鑑定を要しないものとされ、医師の診断書で足りるとされていますが、これらについても、必要に応じて鑑定が行われることがあります。そのため、後見等の申立てをする場合には、一般的に本人の精神の状態について医師の診断書を提出していただいております。

(注3) 鑑定書を作成する上での留意事項(鑑定書書式・記載ガイドライン・記載例等)については、「成年後見制度における鑑定書作成の手引」を参考にしてください(最寄りの家庭裁判所又は裁判所ウェブサイト(http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/kazi_09_02.html)で入手することができます。)

2 診断書書式、診断書記載ガイドライン及び診断書記載例

診断書書式及び診断書記載ガイドラインは、裁判所にとって後見等の事件の手続で判断の資料となる診断書の記載の一般的な基準を示したものです。診断書書式は、診断書に求められる記載事項を示し、診断書記載ガイドラインは、それぞれの記載事項の意味や記載の要領を示しています。

後見は、精神上の障害により本人の判断能力が欠けていること、保佐は、精神上の障害により本人の判断能力が著しく不十分であること、補助は、精神上の障害により本人の判断能力が不十分であることが要件とされており、任意後見は、精神上の障害により本人の判断能力が少なくとも補助に該当する程度以上に不十分であること（保佐、後見に該当する場合も含まれます。）が要件とされているので、診断書には、この点を認定するための資料となる記載、すなわち本人の精神上の障害に関する記載と本人の判断能力の程度に関する記載が求められます。また、診断書記載例は、診断書を作成する上での参考とするために、後見等の手続において比較的多く現れると考えられる症例を想定して、診断書記載ガイドラインに沿って作成したものです。

この診断書は、通常の臨床で行われる程度の診察により作成されることを前提としています。成年後見制度を当事者に利用しやすいものとするため、診断書の記載に要する利用者の時間面あるいは費用面での負担が、通常の診断書を作成する場合と比べて過度に大きなものにならないような運用が望まれます。

そこで、この診断書は、以前から本人を診察している医師が作成する場合や病状が明らかな場合には、1回の診察で作成されることが想定されています。また、以前には診察を受けていなかったために医学上の資料が不十分な場合であっても、おおむね1か月程度の期間、2、3回程度の診察で作成されることが想定されています。なお、通常の臨床で行われる程度の診察では本人の病状や判断能力の程度について判断することが困難である場合など、より慎重な手続を要する場合には、その旨を診断書に注記することができます。

また、この診断書は、裁判所が本人の判断能力を認定するための資料として用いるためのものですから、判断能力についての意見を記載するようになっています。本人の判断能力の具体的な程度についての資料があると、以後の手続の円滑な進行に役立つため、本人の判断能力の具体的な程度を判断することができる場合には、それについても記載することが望まれます。

任意後見の場合には、本人の判断能力が不十分、著しく不十分又は判断能力を欠く場合のいずれをも対象とすることから、本人の判断能力がこのいずれかの程度に当たることが分かれば、それ以上にどの程度に当たるかを判断しなくても保護を開始することができます。ただし、この場合にも、本人の判断能力の具体的な程度についての資料があると、以後の手続の円滑な進行に役立つため、本人の判断能力の具体的な程度を判断することができる場合には、それについても記載することが望まれます。

なお、家庭裁判所によっては、成年後見事件の審理をさらに円滑に進めるために、

この診断書書式を一部変更したり、項目を付加した診断書書式を使用している場合があります。成年後見事件の当事者からそのような書式での診断書作成の依頼があった場合にもご協力をお願いします。

裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui/kazi/kazi_09_02.html) から、入力可能な「診断書書式」(Word形式)のダウンロードができます。

3 診断の手続

この診断書は、鑑定書とは異なり、裁判所が、診断を行うことを決定したり、診断をする医師を指定して依頼して作成されるものではなく、通常、診断書と同様、当事者が医師に依頼して作成されるものであり、診断書作成にかかる費用は、通常、診断書の場合と同様、当事者の負担となります。成年後見のための診断書を作成する医師にも資格等による限定はありませんが、この診断書は、本人の精神の状況について医学的見地から判断をするものですから、精神神経疾患に関連する診療科を標榜する医師又は主治医等で本人の精神の状況に通じている医師によって作成されるものと考えられます。また、診断書の内容についてさらに確認したい点がある場合には家庭裁判所から質問が行われることもあります。診断書を作成した医師に成年後見の手続において証言を求めることは少ないものと考えられます。

診断書記載ガイドライン

1	氏名	男・女
	生年月日	M・T・S・H 年 月 日生 (歳)
	住所	

ガイドライン

- 生年月日は、西暦で記載してもよい。

2	医学的診断
	診断名
	所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）
	備考（診断が未確定のときの今後の見通し、必要な検査など）

ガイドライン

〈診断名〉

- 病名についての診断を記載する。鑑定で求められる程度の検査・診察を行った上での確定診断である必要はないが、病院で通常に行われる程度の診察によってなされる診断である必要がある。成年後見の開始に当たっては、何らかの精神上的の障害があることを要するので、病名についての確定診断が得られない場合には、状態像についての診断又は病名についての最も可能性の高い診断名（病名については「～の疑い」という形でよい。）が求められる。

〈所見欄〉

- 現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往歴・合併症などについて、診断を導く根拠と考えられる症状の要点を簡潔に記載する。発症の時期、経過についても概要を記載するほか、現病歴、既往の疾患のうち、現在の精神の状態に影響を与えるものがある場合には、必要に応じてこの欄に記載する。
- 精神医学的診断に必要な検査については、実施した検査の名称及び結果を記載する。入院先の検査結果などで利用できるものについては、それを用いてもよい（その場合には、検査を実施した場所、検査日時についても記載する。）。
身体の状態についての検査としては、①理学的検査、②臨床検査（尿、血液）などが考えられるが、必要なもののみについて行い、その結果を記載すれば足りる。③脳波検査、④CT等もこれに当たるが、本人の症状に照らして、必要なもののみについて行えば足りる。
知能検査、心理学的検査については、①WAIS-III成人知能検査、②田中ビネー知能検査、③HDS-R長谷川式認知症スケール、④柄澤式「老人知能の臨床的判定基準」などが考えられるが、必要なもののみについて行えば足りる。

〈備考欄〉

- 診断が未確定の時の今後の見通し、必要な検査などを記載する。この診断書を作成するため受診した場合はその旨記載し、従前から診察をしていた場合は、どのような経緯・目的で診療を受けていたのかを簡潔に記載する。

3 判断能力についての意見（下記のいずれかをチェックするか、（意見）欄に記載する）

- ☐ 自己の財産を管理・処分することができない。
- ☐ 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- ☐ 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- ☐ 自己の財産を単独で管理・処分することができる。

（意見）

判定の根拠（検査所見・説明）

備考（本人以外の情報提供者など）

ガイドライン

〈判断能力判定〉

- 裁判所が本人の判断能力について判断するための参考となる意見を記載する。4項目のいずれかをチェックすることもできるし、その記載を参考に、個々の事案に応じた適宜の意見を記載することもできる。

a 「自己の財産を管理・処分することができない。」

日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度（後見に相当する。）。

b 「自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。」

日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は自分ではできないという程度（保佐に相当する。）。

c 「自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。」

重要な財産行為（不動産・自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）について、自分でもできるかもしれないが、できるかどうか危うがある（本人の利益のためには、誰かに代わってやってもらった方がよい）という程度（補助に相当する。）。

d 「自己の財産を単独で管理・処分することができる。」

後見、保佐又は補助のいずれにも当たらない程度。

任意後見の申立てにおいては、本人の判断能力が不十分な状態（著しく不十分又は判断能力を欠く場合を含む。）であることが分かれば、そのうちのどの程度に当たるかまで判断する必要がないため、そのような観点から意見を記載することで足りる。

なお、本人の判断能力の具体的な程度が明らかであれば事後の手の円滑な進行に役立つため、判断能力の具体的な程度を判断することができる場合には、それについても記載することが望まれる（「診断書作成の手引」第2の2、p.5～6参照）。

〈判定の根拠〉

- 判断能力判定に必要な検査の所見及び判定を導いた理由の要点を記載する。

知能検査、心理学的検査は、判断能力判定の必要に応じて実施すれば足りる。検査を実施した場合、実施した検査の名称及び結果を記載する。入院先の検査結果などで利用できるものについては、それを用いてもよい（その場合には、検査を実施した場所、検査日時についても記載する。）。

説明については、現在の精神の状態等（検査の所見も含む。）から診断結果を導いた理由の要点について簡潔に記載する。精神医学的診断は明らかであっても、原則として判断能力の判定について説明を要する。

〈備考欄〉

- 前提事実についての情報源（説明した者の本人との関係及び名前等）その他の事項のうち、裁判所の判断に当たって参考となることがあれば記載する。

「登記されていないことの証明申請書」

(後見登記等ファイル用)

02

請求できるのは、本人、本人の配偶者または四親等内の親族です。
なお、代理の方が申請する場合は、該当する方からの委任状が必要です。

法務局

平成 年 月 日申請

請求される方 (請求権者)	住 所	収入印紙を貼るところ
	(フリガナ)	
	氏 名	
	証明を受ける方との関係 ☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 四親等内の親族 ☐ その他 ()	
代 理 人 (上記の方から頼まれた方)	住 所	収入印紙
	(フリガナ)	
	氏 名	
返 送 先 (上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入)	住 所	1 通につき300円 ※割印はしないでください。
	宛 先	
添 付 書 類 (本人が請求する場合は不要)	※ 返信用封筒にも同一事項を必ず記入	
	☐ 委任状 (代理人が申請するときに必要。また、会社等法人の代表者が社員等の分を申請する時に社員等から代表者への委任状も必要)	
	☐ 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面 (本人の配偶者・四親等内の親族が申請するときに必要)	
	☐ 法人の代表者の資格を証する書面 (法人が代理人として申請するときに必要)	
証 明 事 項 (いずれかの□にチェックしてください)	☐ 成年被後見人、被保佐人とする記録がない。(後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方)	
	☐ 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。(後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方)	
	☐ 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。(後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方)	
	☐ その他 () とする記録がない。(上記以外の証明を必要とする場合)	
請求通数	通	証明を受ける方の氏名のフリガナ

◎証明を受ける方 この部分を複写して証明書を作成するため、字画をはっきりと、住所または本籍は番号、地番まで記入してください。

①氏 名										
②生年月日	明治	大正	昭和	平成	西暦					
③住 所	都 道 府 県 名				市 区 郡 町 村 名					
④本 籍	都 道 府 県 名				市 区 郡 町 村 名					
国籍	丁 目 大 字 地 番 (外国人は国籍を記入)									

提出先から特に指定がない場合は、住所または本籍（外国人の場合は④に☑し、正しい国籍名）のいずれかを記入してください。

記入方法：1. 証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は、例えば、セマダ タロウ と左詰め（氏と名の間1字空き）でカタカナで記入してください。
2. 外国人は氏名欄に本国名（漢字を使用しない外国人はカタカナ）を記入してください。
3. 生年月日欄は、例えば、昭和に☑し 40 年 11 月 11 日と右詰めで記入。
4. 郵送請求の場合は、返信用封筒（あて名を書いて、切手を貼ったもの）を同封し下記のあて先に送付してください。

申請書送付先：〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

(登記所が記載します)	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年 月 日	本人確認資料 ☐ 請求権者 ☐ 代理人 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ パスポート ☐ その他 ()
				交付	年 月 日	

「登記されていないことの証明申請書」

(後見登記等ファイル用)

02 請求できるのは、本人、本人の配偶者または四親等内の親族です。
 なお、代理の方が申請する場合は、該当する方からの委任状が必要です。

法務局

平成 年 月 日申請

請求される方 (請求権者)	住 所	〇〇市〇〇1丁目1番1号		収入印紙を貼るところ 収入印紙 必ず貼ってください
	(フリガナ)	〇〇シチョウ チバ イチロウ		
	氏 名	〇〇市長 千葉 一郎 04*---***** (印)		
	証明を受ける方との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 四親等内の親族 ☒ その他 (居住地市長)		
代理人 (上記の方から頼まれた方)	住 所			公用請求につき不要 通につき300円
	(フリガナ)			
	氏 名	連絡先 (電話番号) (印)		
返 送 先 (上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入)	住 所	〇〇市〇〇1丁目1番1号		※ 割印はしないでください。 ※ 印紙は申請書ごとに必要な通数分を貼ってください。
	宛 先	〇〇市役所 〇〇〇〇 ※ 返信用封筒にも同一事項を必ず記入		
添 付 書 類 (注 参照)	☐ 委任状 (代理人が申請するときに必要。また、会社等法人の代表者が社員等の分を申請する時に社員等から代表者への委任状も必要) ☐ 戸籍謄抄本等親族関係を証する書面 (本人の配偶者・四親等内の親族が申請するときに必要) ☐ 法人の代表者の資格を証する書面 (法人が代理人として申請するときに必要)			
証 明 事 項 (いずれかの□にチェックしてください)	☐ 成年被後見人、被保佐人とする記録がない。(後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方)			
	☐ 成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。(後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方)			
	☒ 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。(後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方)			
	☐ その他 () とする記録がない。(上記以外の証明を必要とする場合)			
請求通数	1	※請求通数は右詰めで記入してください。	証明を受ける方の氏名のフリガナ	コウケン ジロウ

◎証明を受ける方 この部分を複写して証明書を作成するため、字画をはっきりと、住所又は本籍は番号、地番まで記入してください。

①氏 名	後 見 次 郎	
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 ☐ ☐ ☒ ☐ ☐	西暦 10 年 1 月 1 日
③住 所	都道府県名	市区郡町村名
	千葉県	〇〇市〇〇〇〇 2丁目2番地2号
④本 籍	都道府県名	市区郡町村名
	千葉県	〇〇市〇〇〇〇 2丁目2番地2号
☐ 国籍	2丁目2番地2号	

提出先から特に指定がない場合は、住所又は本籍(外国人の場合は④に④に④、正しい国籍名)のいずれかを記入してください。

(注) 請求される方(代理申請の場合は代理人)の本人確認書類は必ず添付してください(裏面注4参照)。

- 記入方法: 1. 証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は、例えば、[マ] [タ] [タ] [ロ] [ウ] [] と左詰め(氏と名の間1字空き)でカタカナで記入してください。
 2. 外国人は氏名欄に本国名(漢字を使用しない外国人はカタカナ)を記入してください。
 3. 生年月日欄は、例えば、昭和に④④④④年 ④④月 ④④日と右詰めで記入。
 4. 郵送請求の場合は、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)を同封し下記のとおり先に送付してください。

申請書送付先: 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課

(登記所が記載します)	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年 月 日
				交付	年 月 日

◎本申請書を拡大縮小せずに使用してください。

成年後見制度を利用するにあたり、市長申立てをする必要があるため。

成年後見制度推進マニュアル作成委員会設置要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、第2次成年後見制度研究委員会報告書を踏まえ、社会福祉協議会（以下「社協」という。）による法人後見及び市町村長による成年後見制度の申立てを推進するためのマニュアルを作成することを目的として、成年後見制度推進マニュアル作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討を行い、それぞれのマニュアルを作成する。

- (1) 社協による法人後見
- (2) 市町村長による成年後見制度の申立て

(組 織)

第3条 委員会は委員20名程度をもって構成する。

2 委員は次の各号に掲げるもののうちから県社協会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 成年後見制度を推進している職能団体
- (3) 千葉県健康福祉部
- (4) 市町村
- (5) 区市町村社協

3 委員の任期は平成24年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の開催は、委員長が招集し、その議長を務める。

2 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会の設置)

第6条 委員会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を行う。

社会福祉協議会法人後見マニュアル作成部会	社協が法人後見を実施するうえで必要となる事項や留意事項等を定めたマニュアルの作成
成年後見制度市町村長申立推進マニュアル作成部会	市町村長が成年後見制度の申立を行ううえで必要となる事項や留意事項等を定めたマニュアルの作成

2 それぞれの部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会には部会長及び副部会長を各1名置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 4 部会長は、その部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の開催)

第7条 部会の開催は、各部会長が招集し、その議長を務める。

- 2 部会長が必要と認めた時は、その部会に属する委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び各部会の庶務は、県社協千葉県後見支援センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び各部会の運営に必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

成年後見制度推進マニュアル作成委員会委員名簿

◎＝委員長 ○＝副委員長

任期：平成 23 年 8 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日

No.		氏 名	資格・所属・役職等	部会名
1	◎	あらい まこと 新井 誠	弁護士 (中央大学法学部教授)	社協法人後見
2	○	さとう しょういち 佐藤 彰一	弁護士 (法政大学法科大学院教授)	市町村長申立推進
3		ふくだ さちこ 福田 佐知子	弁護士 (千葉県弁護士会 高齢者・障害者支援センター委員長)	社協法人後見
4		はせがわ ひでお 長谷川 秀夫	司法書士 (社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部支部長)	社協法人後見
5		よしだ あいこ 吉田 愛子	社会福祉士 (社団法人千葉県社会福祉士会 ばあとなあ千葉 運営副委員長)	社協法人後見
6		すぎもと ともり 杉本 知則	行政書士 (特定非営利活動法人 千葉県成年後見支援センター副理事長)	社協法人後見
7		しいな ただのり 椎名 忠則	千葉県健康福祉部 健康福祉指導課長	社協法人後見
8		くしひき のぶこ 櫛引 宣子	千葉県健康福祉部 高齢者福祉課長	市町村長申立推進
9		よこやま まさひろ 横山 正博	千葉県健康福祉部 障害福祉課長	市町村長申立推進
10		あかおぎ あつこ 赤荻 厚子	千葉市 保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課 在宅支援係 主査補	市町村長申立推進
11		おかざき ゆうこ 岡崎 由布子	銚子市 民生部 障害福祉課相談支援班 社会福祉士	市町村長申立推進
12		いそべ あさみ 磯邊 麻美	松戸市 健康福祉本部 介護支援課介護予防推進担当室 社会福祉士	市町村長申立推進
13		やまもと よしあき 山本 義明	佐倉市 福祉部 障害福祉課 主査	市町村長申立推進
14		すずき みさお 鈴木 節	柏市 保健福祉部 福祉活動推進課 統括リーダー	社協法人後見
15		さとう ゆきこ 佐藤 由希子	浦安市 健康福祉部 社会福祉課地域福祉推進係 主事	市町村長申立推進
16		やまぐち ゆきえ 山口 幸恵	いすみ市 市民生活部 福祉課障害福祉班 保健師長	市町村長申立推進
17		さいとう しゅういち 齋藤 修一	東京都品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 室長	社協法人後見 市町村長申立推進
18		ねぎし じゅんいち 根岸 淳一	千葉市社会福祉協議会 千葉市成年後見支援センター所長	社協法人後見
19		おかもと かずなり 岡本 一成	佐倉市社会福祉協議会 地域福祉推進グループ相談援助班長	市町村長申立推進
20		たけのうち まこと 竹之内 誠	柏市社会福祉協議会 かしわ成年後見センター 主任	社協法人後見
21		まきの つよし 牧野 剛	浦安市社会福祉協議会 うらやす成年後見・生活支援センター 係長	社協法人後見

(順不同)

○参考文献

成年後見制度～利用の手引き～（平成 12 年 8 月）千葉県社会福祉協議会

成年後見制度市町村長申立ての手引き（平成 21 年 8 月）大阪成年後見制度研究会

市民後見入門 市民後見人養成・支援の手引（平成 23 年 9 月）民事法研究会

自分でできる成年後見制度の手続（平成 18 年 6 月）大阪弁護士協同組合

身上監護研究会 平成 19 年度報告書（平成 20 年 3 月）日本成年後見法学会

全国200万人加入!!

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

Aプランで
死亡1,400万円
入院7,000円、通院4,100円
賠償責任5億円(限度額)
を補償

活動場所と自宅
との往復途上の
事故も補償

ボランティア活動
のための
学習会・会議など
での事故も補償

ボランティア自身の
食中毒・熱中症・
特定感染症もOK



	基本タイプ	天災タイプ
年間保険料	Aプラン 280円 Bプラン 420円	490円 720円

◇天災タイプは基本タイプ+地震・噴火・津波を補償

*各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄りの社協にお問い合わせください。

ボランティア行事用保険

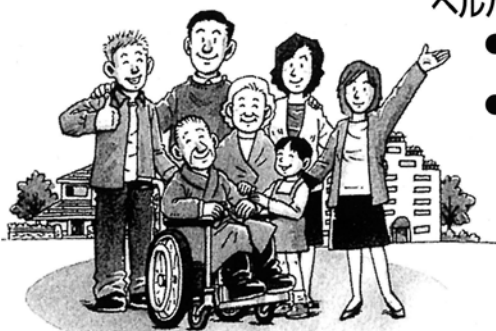
地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 地域福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など



送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したプラン

お申込み、お問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店

株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社
TEL:03(3231)7545

成年後見制度市町村申立マニュアル

平成24年3月発行

編集・発行：千葉県・千葉県社会福祉協議会